

平成28年第3回那須烏山市議会6月定例会（第2日）

平成28年6月8日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時09分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	福田守
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	石川浩
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	小田倉	浩
上下水道課長	奥澤	隆夫
学校教育課長	岩附	利克
生涯学習課長	柳田	啓之
文化振興課長	両方	裕

◎事務局職員出席者

事務局長	水沼	透
書記	藤野	雅広
書記	大坪	美香

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渡辺健寿） おはようございます。那須烏山市市議会6月定例会第2日、一般質問1日目であります。傍聴席の皆様には早朝より議場に足をお運びいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

[15番 中山五男 登壇]

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。連日御苦労さまです。

昨日は、議会の正副議長等が改選され一新されましたが、これまで議長を務められました佐藤議長には、まことに御苦労さまでした。この御功績に対して心から敬意を表したく存じます。

そして、本日から始まる一般質問では、渡辺新議長のもとで、私が第1番目に発言を許されましたことに感謝を申し上げます。

さて、今回の一般質問では、さきに通告したとおり、5項目の中から9点につき御答弁をいただきたく存じますが、その私の質問に合わせるかのように、今朝の新聞に庁舎の耐震化問題や高校生の主権者教育、保育士の処遇改善等につきまして大きな見出しで報道されましたことに意を強くしているところであります。

なお、今回、教育長への質問を第1番目とした理由につきましては、前回の質問で教育長を最後にしたために、持ち時間が迫り十分な質問ができなかったことから、今回は教育長質問を先にした次第であります。

それでは、早速質問席から発言させていただきます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) それでは、まず第1番目、県立中高一貫教育について、その中から2点ほど教育長に質問させていただきます。まず、1点目であります。県立附属中学校をいかに評価されておられるか、お伺いをしたいと思います。

栃木県では、県立校再編実行計画の中で、新しい時代を担う人材を育成するために、県立中高一貫教育校を県内に3校設置することとして、平成19年度に県中央部の宇都宮東高に、翌平成20年度に県南地区の佐野高校、平成24年度には県北地区の矢板東高校内に中学校を併設しておりますことは、教育長御存じのとおりであります。

募集定員は、宇都宮東高附属中と佐野高附属中がそれぞれ105名、矢板東高附属中70名、合わせて280名でありますから、開校以来3校に2,345名が入学し、全員高校生から大学4年生にまで進学している生徒がいるはずであります。

その中で、本市内小学校卒業生からも市内の中学校入学を選ばず、宇都宮東高附属中6名、矢板東高附属中11名、合わせて17名の生徒が県立附属中学校へ入学し、新しい教育環境の中で勉学にいそしんでおります。

私は、小学校卒業式に参列する中で、ことしも少数ではありますが、中高一貫教育校へ入学を目指す生徒を認識していることから、本市教育委員会では、このことをいかに判断されておられるか伺いたく、今回の一般質問に加えた次第であります。田代教育長いかがでしょうか。

○議長(渡辺健寿) 田代教育長。

○教育長(田代和義) 大切なお時間で最初に質問していただきまして大変ありがとうございます。

中高一貫校、中高一貫教育について、私のほうからお答えをさせていただきます。本県の公立高校、中高一貫教育校につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成19年4月に宇都宮東高校附属中が開校して以来、ことしで10年目を迎えております。その間、佐野高校附属中、矢板東高附属中と相次いで開校いたしまして、現在では県央、県南、県北に各1校の県立中学校が設置されております。

本市で学ぶ小学生の中には、小学校卒業後、区域内の公立中学校に進学せずに県立中高一貫校に進学する児童が出てきております。御指摘のとおり、今まで17名の子供たちが進学を果たしております。

中学校課程の学習内容につきましては、附属中、公立中とも、ともに同じ内容であります。やはり中高一貫校のメリットといたしまして、高校受験がない。それから、同じ学校であるということから、中1ギャップといいますが、学校が変わった途端に雰囲気はちょっとついていけない期間が出てしまうという子が見受けられますが、そのようなことがないということが挙げられます。

教育委員会としましては、高校と同じように中学校もできれば地元の中学校に進学してほしいと考えておりますが、進路の選択につきましては、本人の意向と保護者の判断で決定されますので、各小学校には進路情報を伝えるよう努めておりますし、今後もそのような方針で、情報等を提供してまいりたいと思っております。

今月行われました校長会におきまして、矢板東高から教頭と進路担当が参りまして、学校の説明等もしていただいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの教育長答弁によりますと、中高一貫教育校への入学は決して望むところではないが、やはり保護者、本人の進路の選択により、本人の意思に任せているというようなことであります。それで、やはりこういう1つの方法も市内の小学校に入学するか、またはこの一環教育のほうに進むか、2つの方法があるわけですから、その選択したくなるような情報もぜひ私は教育委員会として伝えるべきではないかと思っております。

先月27日付の新聞、これは教育長も見たかと思いますが、小さな記事でしたが、平成28年度の一環教育校の入学希望者に対する各校の説明会日程等が載りました。これらの情報も、保護者に対して学校または教育委員会のほうから既に通知されているのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほど申し上げましたように、校長会で矢板東高から高校の教頭、それから、附属中学校のほうの進路担当ということで資料を持参して説明をしていただきました。その内容等につきましては、各校長が自分の学校に持ち帰って希望する生徒、保護者に説明をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この件につきましては了解をいたしました。

それでは、もう1点、県立高附属中に関する質問を申し上げます。中高一貫教育校入学のメリット、デメリットについてお伺いをしたいと思います。

小学校卒業の後、ほとんどの児童は市内中学校へ進学しておりますが、過去におきまして一部の生徒のみ私立高校附属中へ進学することがまれにありましたが、宇都宮東高附属中が開校以来、市内小学校からも毎年数名が入学を果たされております。

中高一貫教育校へ入学すれば、高校入試は免れるものの、その附属中入学のための競争倍率はすさまじいものでありまして、過去3年間を平均しますと、宇都宮東高附属中は4.5倍、佐野は2.6倍、矢板東3.1倍でありますから、高校入試で最も競争倍率の高い学校、ことし

も2.2倍でありましたから、これをはるかに上回っております。

以上のような難関を乗り越えた生徒のみが中高一貫教育校入学を許可されますが、入学の後、中学校生活の中では、市立中と異なりまして学校給食の実施がない上、通学交通費は保護者負担であります。

そこで伺います。市立中学校に比較し、中高一貫教育校3校は、それぞれ教育目標は異なるものの、学校が求める生徒像や学校の特色などからして、本市立中学校を卒業した場合と一貫教育校卒業を比較し、中学3年間の教育の中で学力と総合的に判断されて差が生じるものでしょうか。さらに伺いますが、教育委員会では市内小学生とその保護者に対しまして、双方中学校のいずれに入学すべきか。さまざまな面でのメリット、デメリットなどの情報を伝達されているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） さらに中高一貫校につきましてお答えいたします。

一言で中高一貫校と公立中学校の差を説明するのは非常に難しい部分もございますけれども、あえて申し上げれば、高校に入学する時点での附属中学校と公立中学校の生徒には、平均点で見ると学力差があると考えております。これは事実だと思います。

なぜかといいますと、附属中につきましては、もともと進学校というところに設置されておりますので、附属中に進学しようとする児童はそれなりの進学意欲と学力に対する自信を持った者が受験することになっており、附属中の生徒の学力平均が公立中学校の生徒の学力平均を上回るということは当然の帰結、そのように考えております。

しかしながら、公立中学校の生徒の中には、附属中の生徒と同等あるいはそれを上回る学力を身につけている生徒も多数おります。今後も学力を十分伸ばすことができるような公立中学校における教育カリキュラムやシステムを充実するよう指導してまいりたいと、そのように考えております。

また、情報提供につきましては、先ほど申し上げましたように、教育委員会より中高一貫教育の情報を各小学校に提供するなどの対策をとっております。私見ではございますけれども、先ほど議員のほうからも確認されましたように、私としては高校と同じように地元というふうな考えを持ってありますが、ただ、先ほどの繰り返しになりますが、申し上げたように、個人の選択の自由、これについては侵すことはできませんので、やはり私たち教育委員会としては地元中学校をより魅力あるものにさらにしていくというようなスタンスで、今後も指導してまいりたい。そのように考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 一通り答弁をいただきました。そこで、一、二点再質問申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、中高一貫教育校へ実際入学されているのは本市から17名ですね。大谷市長の母校であります宇都宮東高校附属中のほうへは6名、矢板東高附属中は11名、入学されておりますが、それに対して、実際市内からの入学希望者数というのは毎年およそ何名ぐらいあるか、それは何か資料がありましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長(渡辺健寿) 岩附学校教育課長。

○学校教育課長(岩附利克) 私のほうから、中高一貫教育校への受験者と進学者ということで申し上げたいと思います。

手元に3カ年間ございますので、そちらの数字を申し上げます。宇都宮東高附属中ですけれども、平成26年度でございますが2名受験をしております、進学者はゼロです。平成27年が3名が受験をしております、進学者ゼロ。平成28年が1名受験いたしまして、進学者ゼロです。

矢板東高附属中につきましては、平成26年ですが受験者11名、進学者が3名。平成27年が受験者が5名、進学者が2名。平成28年が受験者5名、進学者3名ということで、ここ3年間で27名の方が受験をいたしまして、実際に進学している人数が8名ということで、パーセントで申し上げますと29.6%ということでございます。

以上です。

○議長(渡辺健寿) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) やはり本市内からも相当希望の少ななかつた生徒がいるということでもありますね。その点はわかりました。

それです、教育長、次の質問に移りますが、中高一貫教育校への希望者がこれほど多いとするなら、募集定員増を教育委員会に働きかける必要があるのではないかなと私は思っております。現在の募集定員は、宇都宮東と佐野高附属中がそれぞれ105名ですね。それに対して矢板東高附属中、ここは那須烏山市からも一番生徒も多いようなんですが、ここは70名でありますね。ですから、宇都宮東、佐野から比較しますと30名も少ないわけであります。でありますから、まずは矢板東高附属中の募集定員を訴えるべきではないかと思いますが、この辺のところは地元の教育長として何らかの方法ができないものでしょうか。

○議長(渡辺健寿) 田代教育長。

○教育長(田代和義) 矢板東高附属中の募集定員が宇都宮東、佐野高校附属中に比べると少ないということですが、これはもともとの学校全体の高校のほうの定員が、矢板東の場合にはほかの2校と比べて少ないものですから、割合からして特別矢板東が少ないというわけでは

ないというふうに思っております。

それから、募集定員につきましては、以前問題もありまして、実は中学校から入ってくる子、それから2回目に高校入試の定員も確保しなければならないという部分もありますので、一概に中学校の募集定員を増やせというふうな形で、逆に地元の中学校から矢板東に行こうという子供の道をふさぐという側面がどうしても出てきますので、その辺については兼ね合い等について県教育委員会のほうに話をできる部分についてお話をしてみたい。現在のところ、これ以上の定員増というのは、県教育委員会も実は考えておりません、中学校のほうですね。

以上、そのような状況で、こういう意見もあるというようなことを心にとめおいて、今度、また学校、県教育委員会とのほうの話をしてみたいと考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） しかし、繰り返しますが、矢板東高附属中だけが生徒数が少ないんですから、これは学校施設を拡張してでも、ぜひ私は宇都宮東または佐野高附属中並みの募集定員にすべきではないかと思えます。

教育長、もう一つの理由を申し上げますが、今、県内の中学校の数は172校ですね。それに対して中学生の総数が5万5,801人で、中学校1校当たりの平均の生徒数が324名なんです。これが平均です。それに対して、矢板東高附属中は70名掛ける3学年ですから210名ですね。そうしますと、この中学校の平均の324名からでははるかに規模が小さいわけです。

そういった面から、部活動やサークル活動、特に野球やサッカー活動等にも支障を来しているのではないかと私は考えておりますので、ぜひそういうことも含めまして、教育長としてはこの問題を県教育委員会のほうで取り上げてくださるよう強く迫っていただきたいと思っておりますが、何か答弁がありましたらお願いします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほど申し上げましたように、募集定員の枠がもともと小さいという部分がありますので、これを中学校の募集定員を増やすとなると、高校自体の定員を減らすというようなことをしていかなければなりませんので、県教育委員会のほうに、そういった議員のような御意見もあるということをお県の教育長会議の際に話をしてみたいというふうに思っております。なかなか若干難しいところもあるかと思えますけれども、そういった御意見があったということにつきましては、伝えてまいりたいと考えます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 大分時間が迫ってしまったものですから、教育長に対する質問はこれで終了いたしまして、2項目目の庁舎の耐震化に2点ほど大谷市長に質問を申し上げたいと

思います。

まず、そのうちの1点目、烏山、南那須両庁舎の耐震補強工事と本庁建設年次の見直しについてお伺いしたいと思います。

東日本大震災から5年が過ぎた本年の4月17日、熊本地震により九州地方の広範囲の地域が被災され、今も不自由な生活を強いられていますことは市長御存じのとおりであります。この震災により亡くなられた方や被災された方々には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の地震による被災の中で、まず驚いたことは熊本県内の宇土市役所と複数の庁舎が倒壊寸前の被害に遭い、災害救助の司令塔ともなるべき市役所が失われてしまったことであります。市役所の機能を全て失っては、被災された住民救助等への緊急、差し迫った対応には大きく影響することは明らかであります。

そこで早速不安が脳裏をよぎったことは、本市の震災への備えであります。市長御存じのとおり、本市の烏山、南那須両庁舎の構造はともに耐震不足との診断結果でありながら、何ら手立てを打つことなく今日に至っているところであります。本市では、教育施設の安全を最優先に耐震化を進めてきたことから、本庁舎の整備が財政的な面からおくれをとってしまったことも事実であります。

その本庁舎整備計画では、おくれればせながら、ことしより10年をかけて資金を積み立てた後、着工するとした市長方針に、議会もやむなく同意しているところであります。しかしながら、今回の熊本地震の教訓からして、本市では新庁舎建設までの10年間、両庁舎の補強工事もされないままでもいいものなのでしょうか。九州地方は地震が少ないとされながら、熊本県内では震度7を2回記録し、甚大な被害が広範囲に及んだところであります。

本市も地震災害の少ないところとされていますが、本市内を通過する活断層は3本あるとされていて、そのうち、那須町から塩谷町に至る関谷断層は本市に最も接近していることから、それらの災害対策として両庁舎を耐震補強とするか、または、本庁舎の建設年次を早めるなど見直す必要があると思います。市長は熊本地震の震災状況からして、本市庁舎の耐震整備について、いかに判断されているかお伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 中山議員から、庁舎の耐震化について御質問をいただきましたのでお答えをしたいと思います。

今、御指摘のように、4月14日、16日に発生いたしました熊本地震では、土砂災害あるいは家屋の倒壊、道路、橋梁等を初めとするいわゆるインフラ基盤の破損によりまして、多くの死者とけが人が発生をいたしました。改めて、お亡くなりになりました皆様方の御冥福を

お祈りするとともに、負傷されました皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

熊本地震では、災害対応の司令塔となります自治体庁舎そのものが大きな被害を受けております。議員御指摘のとおり、熊本県の宇土市役所につきましても、崩壊寸前になったことを受けまして、隣接をする市民体育館あるいは終末処理場、これを代替庁舎といたしまして、救援物資の受け入れ、罹災証明書の発行、そして、通常の窓口業務が続けられている。こんな状況でございます。

高度成長期の昭和40年に整備された宇土市役所本庁舎につきましては老朽化が進んでおりまして、平成15年度に実施した耐震診断では震度6強ほどの地震で大きな被害を受ける可能性が高いことが指摘をされていたようであります。

烏山庁舎、南那須庁舎につきましても、平成24年度に実施をした耐震診断の結果、耐震不足であることが指摘されたことは御承知のとおりだと思います。これを受けて、これまでも多くの議員から庁舎整備のあり方について御質問をいただきました。この本庁舎の整備につきましては、市制20周年を目途といたした完成を目指すことといたしまして、この間に具体的な調整、検討を行う。そして、庁舎整備基金の計画的な積み立てを行うことによりまして、財源の確保に努めるという目標を設定したところでございますが、一方、本庁舎がこの整備をされるまでの間、耐震基準を満たしていない庁舎において業務を続けることは、安全安心の観点から必ずしも適切とは言いがたい状況にあると、このように強く感じています。

このようなことから、今年度既存の公共施設の活用を視野に入れた暫定運用の具体的検討に向けまして、この庁舎整備比較検討調査を実施することにいたしました。調査結果を踏まえて、庁舎等耐震計画を策定してまいりたい。このように考えております。

一方、災害はいつ発生するかわかりません。災害等の発生により、市民サービスを初めとする行政機能に支障を及ぼすことがなきよう、BCP（業務継続計画）の策定、新たな代替防災拠点に指定をいたしております保健福祉センターにおける災害訓練、そして、地域防災力の向上に向けた支援など、いざというときに備えた実用面でのいわゆるソフト面、こういった充実に向けてさらなる強化を図っていきたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの御答弁によりますと、被災した際の暫定運用できる庁舎の有無について、今年度早速調査に入る。そのような予定だそうであります。

その結果が出るまでは相当の時間もかかるのではないかとと思いますが、そうしますと、現在の両庁舎を耐震補強するか、または本庁舎の建て替え年次を早めるということ、これをいずれを優先にするか、このことについて市長の御答弁を再度お伺いをしたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 熊本地震の教訓として、公共施設のハード面、ソフト面の両面から安全対策が今、強く求められています。

本市にありましては、まさに喫緊の課題である。このように認識をいたしております。したがって、原則として現存する庁舎等の耐震化を推進する方向で検討していきたいと考えております。庁舎等の耐震化は、何よりも最優先すべき課題、このように考えております。先ほどもお答え申し上げましたけれども、年度内には庁舎等耐震化計画を策定いたしたいと思いません。庁舎の耐震化につきましては、この計画に基づき、その方針をお示しをしまいたいと思います。

また、御指摘いただきました庁舎整備計画の庁舎等耐震化計画を踏まえて、早い時期にその方針を示してまいりたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） けさの下野新聞の論説の中でも、この災害対策のためには本庁舎等の耐震化を最優先にすべきと、そのような記事も載っております。よろしくこの件については検討すべきではないかと思っております。

この質問につきましては、私のほか2名の議員から質問が出ておりますので、余り私が長々とこの質問を繰り返しますと、後の議員の質問項目も少なくなってしまうのではないかと思いますので、この辺で、もう少しやりたいところがありましたが、この件についてはこれでとめることといたしまして。

もう1点、この震災に関する質問を申し上げたいと思います。2点目ですが、本市が避難所に指定した体育館等施設の安全性について伺います。今回の震災で、熊本県内の市町村では災害の際の住民避難所になっていた耐震構造のはずの体育館等の壁や天井が崩落してしまったことは御存じのとおりであります。避難所を失った住民は、やむなく車の中や小型の仮設テント内で雨露をしのぐなどしながら、厳しい生活環境の中で耐え忍んでいたようであります。

そこで、本市が避難所に指定した体育館等は、今回の熊本地震で起こったマグニチュード7.3程度の揺れに対し絶対安全な構造に建造されているのでしょうか。東日本大震災では当時の下江川中学校体育館が耐震構造でありながら、大きく被災していることであり、不安を抱き、今回の質問に加えたものであります。

自然災害等により住民がすみかを失った際、その避難所を設けるのが市町村長の役割であります。市長、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 避難所に指定をされた施設の安全性という御質問であると思いますが、お答えをしたいと思います。

市では、災害に係る予防、応急、復旧、復興対策に対しまして、市、県及び防災関係機関等が処理すべき事務、業務の大綱となります市地域防災計画を策定いたしております。災害対策を総合的かつ計画的に推進をすることによりまして、住民の生命、身体、財産の保護に努めているところであります。

この防災計画におきましても、市内39施設を災害時等における指定避難所に指定をしておりますが、このうちの新耐震基準を満たす施設は21施設、53.8%でございます。旧耐震基準のまま運用される施設は18施設、46.2%という状況になっております。庁舎の耐震化と同様、必ずしも安全安心とは言いがたい。このような状況にある。このように感じております。

本市における公共施設の多くは、昭和40年、50年代にかけて整備をされたものでございまして、耐震性、施設の老朽化など、さまざまな問題を抱えています。こうした現状を踏まえまして、本市における公共施設の再編整備計画に向けた基本方針及び個別施設の対応方針をまとめた公共施設再編整備計画を平成26年度に策定をし、今、運用開始をしているところであります。

一方、本市には、道路、橋梁、上下水道施設を初めとする多くの社会インフラを所有しております。今後の維持管理費用の増加が懸念されております。このような状況の中で、総務省から全国の地方公共団体に対し、箱ものだけでなく、インフラ資産を含む全ての公共施設を対象といたしまして、10年以上の長期視点を持って財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を今年度末までに策定するよう要請をされております。

この要請を受けまして、本市におきましても、改めて公共施設等を取り巻く現状、招来にわたる課題等を整理をした上で、施設の適正な供給量、配置の実現と施設改修や更新にかかる財政負担の軽減及び平準化に向けて、公共施設の更新、統廃合、長寿命化のあり方を明確にした公共施設等総合管理計画を今年度中に策定をしていきたいと考えております。

災害時における指定避難所につきましても、総合管理計画にて設定する施設の更新、統廃合、長寿命化のあり方を踏まえ、安全安心の観点から、改めて見直しを進めてまいりたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの御答弁によりますと、管理上は必ずしも安全安心とは言いがたいとのことでありませぬ。本市が策定した地域防災計画、これを見せてもらいましたが、その中の地震の際の指定避難所、すなわちこれ、建物です。これは体育館とか学校等39カ所としておりますが、その39施設のうち、耐震構造の建物は小中学校等21施設、耐震化されていない建物は烏山体育館等18カ所あります。

そこで、耐震化されていない施設などが地震の際の避難所になぜこれを指定したのかですね。ちょっと私、疑問に思っているわけでありまして。そして、そのような耐震化されていない施設に住民を避難させておいて、建物が崩れ落ちて死亡したような場合、責任は多分これ、市にあるのではないかと思います、このことについてどのように判断をされているか。お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 地震における避難場所、今、御指摘いただいたとおりでございます。私どももそのような場所に避難をさせるということはできないことでもあります。例えば学校等の場合ですと、やはりその被災の状況も見まして、校舎等も利用させていただく。今回の熊本地震等においても、学校が再開されるまでの間は校舎等も避難所として活用しております。

私どものほうでも、避難所の運営とかそういう想定の実施も実施しておりますが、これらについては、やはり体育館オンリーではなく、あらゆる学校内の施設、これについては学校長との協議が必要ですが、使用させていただいて、体の不自由な方だったりとか、いろいろな方がみえます。そのような方に配慮した避難所の運営をしていきたいということで、これらについても職員並びに地域の防災関係者の中でも訓練等も実施をさせていただいております。そのような体制をとっていきたいと考えておりますので、大震災がまた発生して、危険な状況のあるところには、避難はさせることは一切しない。または、そのような対応はとらないという方針で臨んでいきたいという心構えでおります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） その耐震化されていない建物ですね。これは、この地域防災計画からは除くべきではないかと思っておりますので、これからぜひ検討すべきと思っております。熊本地震でも、事前に指定していた熊本県内の避難所のうち、約70カ所が地震で損壊するなどして使用できなくなっております。本市でも、熊本地震を想定外とせず、この際、それを教訓として速やかに万全を期すべきと、そう思っております。震災に対してはこれで終わります。

では、次の質問に移ります。3点目、若者定住促進のための家賃補助制度とその推進策について、この中から2点をお伺いします。

まず、家賃補助制度について伺います。地球上の人口は70億人を超えさらに増え続けているにもかかわらず、日本の人口は既に減少期に突入しているところであります。そのような中で、本市は早くから人口減少問題には危機的状況にあるとして、さまざまな方策を講じてまいったものの、数値にあらわれるような成果が上がらないのも事実であります。

そこで今回、市では少子高齢化と人口減少に対応した活力ある那須烏山市の維持を狙いと

て、今年3月、那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであります。その総合戦略の具体的施策の中に定住支援の促進を挙げていることから、今年度を初年度として若者呼び込むための方策に若者定住促進家賃補助制度を設けまして、その予算額に720万円ほど計上しております。本市の定住促進対策事業につきましては、既に平成19年度に条例を制定しまして、本市に移り住んだものと在住者が新たに住居を取得した場合、一定額の補助金を交付しております。その補助金額を昨年度までの9年間の実績を決算書から集計したところ、720件に対して補助金額はもう既に1億6,250万円ほど交付をしております。

その交付者の内訳は、本市に移り住んだ転入者、206件、在住者に対するの交付が514件でありますから、この割合を言いますと転入者約3割、在住者に対しては約7割交付していると。そのような結果になっております。この事業も今年度で10年目を迎えることでありますから、これを契機に真に交付効果が上がったか否か、実績等を踏まえ検証する必要がありますものと思います。

そのような中で、今年度から新たに市内の民間賃貸住宅へ入居する40歳以下の者を対象に、若者定住促進家賃補助制度を創設したところであります。県内各市町でも、人口減少対策をまちづくりの最重要課題に位置づけまして、本市と似たような優遇策を設けていることは市長も御存じのとおりであります。その結果、それぞれの市町の財政力による消耗戦に陥りつつあることから、今後も人口減少問題を市町村レベルで取り組むには既に限界ではないかと私は思っているところであります。

そのような中で、本市の新たな定住促進策に期待を寄せることができるでしょうか。さらに、今回の若者定住促進家賃補助制度による入居希望者の現状と具体的な推進策に加え、目標数値についても伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 若者定住促進策のための家賃補助制度の推進策について御質問がございました。お答えをしたいと思います。

現在の申請状況からお答えします。5月2日より受付を開始いたしまして、現在までの申請件数3件、制度についての問い合わせ件数20件となっております。具体的な推進策でございますが、現在行っている周知方法につきましては、お知らせ版、那須烏山市ホームページの掲載など、市内居住者に向けた推進が中心となっております。この事業につきましては、市外近隣市町村の居住及び勤務をしている若者世帯を当市に呼び込むためにとっても有効な手段と考えておりますので、今後の推進策といたしましても、市外の各企業を中心に広くPRをしていきたいと思っております。また、ラジオ、SNSなどのメディアを使った若者の目にとまりやすく、外に向けた周知を行っていきたくと考えております。

また、この若者定住促進家賃補助制度によりまして、市内賃貸住宅への若者の転入を促し、その転入者に対し市内への定住を目的とした住宅取得者に対しての奨励金を交付する住まいづくり交付金についての周知及びその活用を進めながら、那須烏山市への定住の促進が少しでもできればと考えております。

さらには、開会の御挨拶でも述べさせていただきましたけれども、昨年の魅力あるまちづくりあるいは定住人口、交流人口の増加を目指すための各種事業を展開するために、実働部隊として、営業戦略推進部隊を設置いたしまして、私が部隊長となりまして陣頭指揮をとり、各種事業を実施してまいりました。今後も引き続き、各種の事業展開をしていくこととなりますが、私自身、積極的に企業訪問あるいは定住者確保のためのPRイベント等に積極的に出向いてまいりたいと思います。いわゆるトップセールスを行って、さらなる定住あるいは交流人口の増加につなげていきたい。このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの御答弁によりますと、定住促進策につきましては、市長みずから積極的に行動を起こしたいとの答弁に並々ならぬ覚悟がおありと認識をいたしました。

そこで時間も迫っておりますので、1点だけここで質問させていただきます。大谷市長には、今から2年前、新聞記事を読みましたが、平成26年の7月23日開催の県の市長会の席上、県と市長会、町村会の三者による人口減少対策検討会議の設置を緊急提案されたと新聞報道されております。その後、大谷市長提案が進展をいたしまして、県と県内全市町の副市長、副町長をメンバーとする人口減少問題研究会をオール栃木体制で設置をしまして、今後の活動方針も決定したはずであります。そこで2年が過ぎた現在、研究会の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいまの質問でございますが、研究会のメンバーとなっておりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

今日までの動きでございますが、まず、平成26年9月22日に第1回の研究会を開催いたしまして、今日まで計3回、研究会は実施をいたしました。その下部組織としまして、ワーキンググループがございますが、各市町の担当部長、課長で組織しておりますが、このワーキンググループが10回ほど会議を開催いたしまして、昨年の11月19日に県知事宛てに市長会、町村会合同で、まとめた内容等について知事宛て提出をいたしております。

主な内容につきましては、大きく4項目ございまして、雇用の創出、移住・定住対策、少子化対策、地域づくりの4分野について、それぞれ国、県、市町の役割を明記をして、要望書を提出してございます。

あわせて、国、県への中身の要望としましては、企業の地方への移転、進出を促進するための法整備、さらには栃木暮らしの魅力を全国に発信する。市町と連携した婚活対策、魅力あるまちづくり実現に向けた法整備などを国並びに県のほうに要望として提出をいたしたところでございます。

現時点におきましては、この研究会を発展的解消したのでありますけれども、今後の地方創生に関する情報の共有、総合戦略の推進に関する課題や対応策にかかわる意見交換、及び県と市町の連絡調整を図る必要がございますので、栃木県が主体となってございますが、構成メンバーとしまして副知事、副市長、副町長による栃木地方創生推進会議を新たに設置をいたしまして、本年2月に第1回の会議を開催したところでございます。今後もこの会議は開催される見込みということになっておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ぜひ、その会議、副市長、私も期待を寄せておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、先ほども申し上げたように、この人口対策についてはそれぞれが競い合っささまざまな優遇策をしても、決して効果が上がらないのではないかと私は思っておりますので、この辺も含めて、特に財政力の脆弱な那須烏山市からはそのようなことをぜひ訴えていただきたいと思っております。

もう1点、質問申し上げます。本市からの転出者を呼び戻すための方策についてお伺ひしたいと思ひます。

本市人口の減少の大きな要因に、出生者数が年々減少、激減していることがありますが、それにもまして、転出者が転入者をはるかに超えているところにあります。その数値を決算関係資料からまとめましたところ、合併後10年間に、本市への転入者6,215名ありました。それに対して、よその市町村へ転出した者8,355名で、差し引き2,120名減少しております。ただいまの数字の転入者は全て本市からの転出者が再転入したと考えられませんか、実際に本市からこの10年間に転出して戻らない者は数千人に及ぶものと推測しているところでもあります。

自治体の人口減少対策で効果的な取り組みの1つは、子育て世帯への支援であります。本市は幼稚園、保育園の待機児童もゼロ、子ども医療費は中学3年まで無料、教育環境も全て万全であります。さらに、福祉サービスも充実していますし、転入者に対する住宅補助や助成制度、誘致企業に対する税制上の優遇策等も整っているなど、都会に比較しまして、さまざまな面で安心安全な生活が保証されているものと思っております。

本市のような豊かな自然環境の中で、本市内で生まれ育った者や、本市内で一時でも生活の経験がある者にとりましては、那須烏山市への愛着や親しみを今も持ち続けているはずであります。そこで、本市から他市町へ転居した者を再び呼び戻す方策として、本市のすぐれた生活環境などを紹介する資料等を作成し、本人宛て送付するなど、勧誘されてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 人口減少対策の大変重要な部分に触れられました。私もまさにこの人口の流出対策が、やはり地方創生、那須烏山市の人口減少対策の根幹であろうと思っています。この平成27年度中の移動を見てみますと、転入者が627名に対しまして転出者が788名、このようになっておりまして、大きく転出者が上回っているという結果でございます。

議員御指摘のように、この転出者を呼び戻す対策を講じること、これが定住を推進する有効な方策である。このように考えておりまして、中でも若い世代、特に学生をターゲットとして対策を講じることが極めて重要であると考えています。そのような中で、そういう世代にこの資料等の送付等も視野に入れながら、今後PRをしていきたいと思っています。

現在、各課で作成をしております情報発信のパンフレットあるいは冊子等の一元管理も私は重要なことだと思っています。そういったことに取り組みながら、各この部門に応じて最適な活用ができるように整備をしていきたい。あるいはケース・バイ・ケースでそのようなPRができるような一元化したパンフレットをつくっていききたいと思っています。

また、それらのパンフレットを集約した総合的なパンフレット等につきましては6月中に完成いたしますので、これらを活用したイベント、企業訪問、さまざまな場面で有効活用していきたい。そういったところから、この転出者を防いで定住を促す。そういったPR活動がまだまだ不足いたしておりますので、先ほど申し上げましたようにPR、そしてトップセールス、そういったところを中心に、今後も積極的に進めていきたいと思っています。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 繰り返しますが、やはり本市にゆかりのある者を再び呼び戻すための方策が一番この人口減少対策には効果があるのではないかなと私は思ったものですから、今回質問したわけではありますが、ぜひそれらは進めていただきたいと思っております。

それでは、次の4項目目の保育士就業奨励金交付制度について、この中から2点ほど伺いをいたします。まず、就労奨励金制度による資格取得者の採用について伺います。本市では保育士の確保が困難な状態にあるとして、それを解消する方策に保育士を目指す者に対して奨励金を交付し、資格取得後は市内で就業促進を図ることを目的に、今年度当初に208万円ほど計上したところであります。

さて、本市の保育園3施設と幼稚園では、待機児童ゼロが続いていることから、子育て中の

保護者には安堵しているものの、そこで勤務する職員81名の内訳を見れば、正規の職員はわずか30名、嘱託職員と非正規職員は51名でありますから、その割合は37対63%の状況にあります。このことからしても、不足する保育士等の確保策を講じ、大谷市長が選挙公約に掲げた保育サービスの向上に努めなければならないものと考えております。

しかしながら、理解しがたいところは、平成28年度市職員採用枠の中で保育士を全く募集されなかったことであります。その理由は何か。実は、この那須烏山市まち・ひと・しごと総合戦略、この3月に各議員に提供されましたが、その中の地域における子育ての支援の欄を開きますと、公立保育園の民営化を含めた調査研究を進めると記載されております。民営化を見据えた上で保育士募集を見合わせたのでしょうか。それでも、今回の就労奨励金交付制度による保育士の資格取得者を市は積極的に採用し、嘱託職員を削減する考えがおりなのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） なぜ、平成28年度保育士を募集をしなかったその理由ということでございます。近年のさまざまな保育ニーズが高まる一方で、市内の保育施設等につきましては、公立、私立ともに保育士、幼稚園教諭等の有資格者確保に苦慮いたしておりまして、人材確保、大きな課題でございます。

そのために、この本年度より市内の保育施設に勤務をすることを条件に奨励金を交付することによりまして、保育士等養成施設への就学を促進して、将来的な保育士、そして幼稚園教諭の育成あるいは人材確保を図るべく、保育士等就業奨励金事業を開始させていただきました。

議員御質問の採用しなかった理由につきましては、御指摘のとおりなんです、市の公共施設等再編整備計画及び定員適正化計画等の整合性に留意をしながら、将来的な保育所等の民営化を見据え行わなかったわけでありまして、なお、保育所等の民営化につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度によりまして、利用定員の見込み量や確保の方策を市の計画として定めておりまして、需要供給のバランスを図りながら民営化の検討を進める。このようなこととなります。

しかしながら、最近の人口減少等による少子化問題によりまして、地方の民営化の公募に対し、事業採算性により事業者の応募がないケースなどが出ていることや、保育の質の向上、安全安心の確保、特別な配慮を要する子供の数が増加傾向にあることなどを考慮いたしますと、公立としての保育環境を充実をさせるべく、市の責務として保育士等の有資格者の採用についても再検討する必要性を感じております。

本市の総合戦略におきましても、本市における子育て支援策の1つといたしまして、適正な保育の質、量を確保していくとしておりますので、市内の民間保育園、幼稚園の育成を図りな

がら、公立の教育・保育園施設のあり方を検討して、その中で対応させていただきたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 保育園の民営化につきましては、これは重大な政策転換ではないかと思っておりますので、十分これは検討した上、また議会にも今後協議の上、最終的な結論を出していただきたいと思っております。

これは小学校も中学校も私立と公立があります。そのように幼稚園、保育所も私立と公立があってもいいかもしれませんが、私はぜひこういった大切な子供の養育には公立を堅持すべきと、そういう考えを持っております。

それと、これは昨年3月に策定しましたすくすくこどもプランですね。この中には、この幼稚園の民営化というようなことは全く触れておりませんね。これはちょっと疑問に思ったところではありますが、きょうは質問もあと13分ほどで、まだ質問がありますので、それは後にしたいと思います。

もう一つ、保育士の待遇改善についてお伺いをしたいと思います。学生等が就職活動の中で、保育士を望まない理由の1つが低賃金にあるとされております。そこで、政府は保育士らの給与引き上げ幅を拡大するなどの処遇改善を行うとして、その具体的な額はことし5月にまとめる一億総活躍プランの中に盛り込むとされております。保育士の平均給与額は月額22万円で、全職種平均よりも11万円ほど安く抑えられているところから、離職率が高く、人材確保が追いつかない状況が続いているとのこととあります。

保育士の任務は国家の未来を担う子供たちを育てる専門職であり、その勤務内容では子供たちを見守り、教育し、命を守るという大切な仕事であると認識すべきであります。さらには、政府が策定した一億総活躍プランの中でも、同一労働、同一賃金を推し進めるとされていることから、本市の保育所、幼稚園に勤務する嘱託職員の処遇も改善すべきであります。

以上、申し上げましたが、大谷市長に保育士等の賃金と処遇改善について、正規、非正規職員を含め改善する余地がおりかお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、議員御指摘のございましたとおりでございますけれども、報道等によりますと、保育士の不足の最大の原因はこの低賃金にあると、このように言われております。現在、国では一億総活躍国民会議におきまして、保育あるいは介護の人材確保について、まさに検討をしているところでございますので、本市といたしましても、国の動向に傾注しながら、処遇等の改善について検討してまいりたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） けさの新聞でも、保育士の給与を月額6,000円、経験の長い先生は月額4万円ほど引き上げるべきであると、そのような記事になっておりますので、これは本市の場合、一般職員とのバランスがありますから非常に難しいのではないかと思います、ぜひ検討の上、それぞれ引き上げについて考慮すべきではないかと思っております。

それでは、最後の質問、高校生の政治参加や意識の高揚についてお伺いをいたします。選挙権年齢を満18歳以上に引き上げた改正公選法が昨年6月成立したことは周知の事実であります。このことから、今年7月10日に予定されている参議院選挙から、高校生でありながら選挙権が与えられております。

そこで、早くから政治や選挙に関心を寄せるような環境を整えるのも行政の責任と存じます。この取り組みは既に県内幾つかの自治体が始めている様子を新聞報道されております。例を挙げれば、佐野市では高校生を対象にした主権者教育の中で選挙制度や投票方法、選挙違反等についての説明。鹿沼市では、先月執行された市長選挙の投票事務を高校生に体験させまして、選挙を身近に感じさせております。そのほか、宇都宮、栃木、小山、日光市でも大学、高校生を対象に、政治や選挙に関心を高めるような方策をとっております。

行政側は今回の改正公選法により、18歳と19歳の若者を政治に導いた責任上、地方自治体としても、政治的教育を実施しなければならないものと存じます。そこで、その方法の1つとして、身近な烏山高校を対象に本市議場等を対象に模擬議会等を開催し、地元高校生の声を市政に反映させることとしてはいかがでしょうか。

本市では既に教育委員会主催により、義務教育中の小学生を対象にした子ども議会を例年開催しておりますが、義務教育を終えた高校生を対象にした模擬議会は大谷市長主催がよろしいかと存じます。市長、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高校生の政治参加意識の高揚についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、有権者になる前に政治あるいは選挙について考え、身近に感じさせる環境を整えることは、主権者意識を育む上で大変重要であると考えております。選挙管理委員会では、10代に対する主権者教育の推進を重要課題と位置づけております。その中でも烏山高等学校と連携をした取り組みには、力を入れております。昨年度は出前講座、あるいは生徒会役員選挙における支援を通じ、選挙に関心を持ってもらう啓発活動を行ってまいったようでございます。

選挙管理委員会からは、今後は選挙のみならず政治にも関心を持ってもらい取り組みも必要でありまして、高校生と議会が連携した取り組みも有効ではないか。このような意見もいただいております。御存じのように、本市では毎年夏に小学生、中学生を対象とした子ども議会を

行っております。宇都宮市は、中高生の代表者が参加をする宇都宮ジュニア未来議会と行われております。栃木市でも、昨年度は高校生議会が行われています。このような高校生議会の開催も有効策の1つと考えられます。

昨年度、広報那須烏山11月号の選挙特集でもお知らせをさせていただきましたが、烏山高校の全校生徒を対象とした意識調査では、政治への関心について、7割を超える生徒が難しくわかりにくい、余り関心がないとの結果が出ております。この結果からわかることは、一部の生徒に対する啓発とせず、全体に対する啓発が必要である。現に、茨城県稲敷市におきましては、議会が高校に出向いて、議会報告会なども開いているようでありまして、政治に関心を持ってもらう取り組みが進められているようでございます。

こういった先進事例も加味しながら、議員御指摘の取り組みについては、先進事例なんかも交えながら、烏山高等学校と適宜協議をしていき、また、議会とも連携を深めながら、烏山高等学校との模擬議会につきましましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの市長答弁では、高校生の模擬議会開催については前向きに検討したいとのことでありますが、そうしますと、前向きといいますと、少々開催に余り積極的ではないような感じを受けとめますが、この辺のところ、市長、ことしの7月の参議院選挙には間に合わないんですが、来年からの選挙にはぜひ間に合う方法でこの模擬議会を、私はここで模擬議会をやってもいい。または、烏山高校の講堂あたりを会場にして、何人かの生徒を議員に仕立てて議論をする。そして、それ以外の生徒については、傍聴させると。そういうような方法も1つの方法ではないかと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） やはり烏山高等学校と適宜協議をしていきたいと思っております。そういう中で、烏山高等学校もかなり積極的にこういった取り組みについては支援をしたいというような校長先生のお話もございまして、そういったことと、あとこの議会にも連携をとりながら、そのような開催に向けて前向きに検討していきたいと思っておりますので、検討よりは、前向きはかなり積極的なことではございますので、それで御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 少しは進展したかなというような感じは受けないわけでもないですが、市長、こういった市長と高校生との討論ですね。これはことしも5月21日に小山市で開いております。これは新聞の記事になりませんでした。私、小山市に直接電話をして聞きましたが、小山では市内の高校5校から生徒を募って実施しました。これを主催したのは小山市の行政経営課です。選管はかかわっておりません。

その後、日光市でも、県立高校3校の生徒の代表が、日光市長に直接市の重要政策について質問しております。日光は公会堂で実施して、傍聴者は200人を超えたそうであります。それで、参加した生徒からの意見として、この議論を契機に市政に限らず、国政にも関心を傾けていきたいとそう話していたそうですから、ぜひこれは効果があるものと思っております。市長、この件について、改めてこれらの効果も含めて速やかに実施することを、これは担当課に伝達、指示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 宇都宮の事例、栃木の事例あるいは小山、そして日光の事例、十分その辺も先進事例の状況もよく調査検討しながら、前向きに、開催に向けて前向きに検討させていただきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○15番（中山五男） 以上で終わります。

○議長（渡辺健寿） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告に基づき18番平塚英教議員の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 皆さん、こんにちは。一般質問2人目の平塚英教でございます。ただいま渡辺新議長の許可を得ましたので、発言通告に沿って質問いたしてまいりたいと思っております。また、これまで2年間、議長として頑張ってくられました佐藤議長には、本当に御苦労さまでございました。

私は、6項目の質問をいたしたいと思っております。まず、1つ目は烏山産廃処分場建設問題について。2つ目が中小企業振興基本条例について。3つ目は本市農業振興計画の策定を。4つ目は後期高齢者医療制度の現状と課題。5番目が公民館行政について。6番目は本市新武道館建設と利活用について。こういうことで質問してまいりたいと思っておりますので、本市執行部におかれましては、前向きな積極的な答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それでは、最初の質問を行いたいと思っております。

本年5月4日、那須烏山市大木須地区に計画されていた公共関与方式の管理型産業廃棄物最

終処分場の建設計画が白紙になったとの報道がありました。県内の民間の産業廃棄物業者で構成する県産業廃棄物処理業共同組合を1979年に発足して、同組合が1993年に県にこの事業計画を申請して、現在までに23年が経過しているわけであります。

この計画に対する地元住民の理解は当然得られず、合意形成はされないで今日まで来ております。現在、那珂川町に県の産業廃棄物管理型最終処分場計画が建設に向けて進んでいる中で、同組合が目指していた県内排出産物の県内最終処分場をこの施設で達成できると判断し、この組合が解散を決めたということであります。

また、3月31日の報道では、白久の耕作放棄地に民間業者が計画した微量ポリ塩化ビフェニル、PCBですね、汚染物質の中間処理施設建設問題がありました。この業者が県に提出していた事業計画書の期限が3月中に切れて、予定地での建設が事実上できなくなったと、業者が事業を断念するというのを、この建設に反対する地元住民団体の中山産廃反対同盟に書面で伝えてきたとの報道であります。この反対同盟は、今後解散を目途に、中山の自然を守る会と組織を改称して、地域の資源を後世に残していく活動に発展させたいとしております。

このように、この大きな産廃問題がこのような報道があるわけでございますが、市当局はこれら産廃計画の経過と現状をどのように受けとめているのか。まず、御見解を承りたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 烏山産廃処分場建設問題についてお答えをいたします。

大木須地区に計画をされておりました管理型の産業廃棄物最終処分場、そして、白久地区のPCB処理施設につきましては、今の経過も含めまして議員の御質問のとおり事業が断念されるという結果となりまして、新聞等大きく報じられたところでございます。事業の真相が不透明なまま、さまざまな情報が飛び交う中で、建設予定地及び隣接する自治会等からは、建設に反対する多くの要望等が寄せられたところでございまして、多くの住民が非常に不安な日々を送られたことではないかと思料いたします。

いずれの施設においても、この建設の許可、申請手続きに関しましては、栃木県において対応することになりますけれども、長期間にわたり、不安とストレスを抱きながらも、地域が結束をして環境保全活動を初めとする地域の活性化に尽力をされてこられた市民の心情を思うとき、まずは、ほっと胸をなで下ろしたというのが率直な感想であります。

しかしながら、この管理型産業廃棄物最終処分場の建設計画が計画をされておりました大木須地区におきましては、引き続き白紙には戻ったものの県産業廃棄物処理業共同組合が所有をする土地が、栃木県環境保全公社に引き継がれております。計画は断念をされたといいながら、栃木県内に公共関与の廃棄物処理施設整備を目的とする公社でありますので、この状況につい

てはよく認識をしていかなければならないと思います。

今後、県の環境保全公社がどのように対応しているのか。市といたしましても、注視をしていく必要性を強く感じています。今後につきましても、引き続き栃木県との連絡、これを密にしながら、情報収集に努めるとともに地元の意向を十分に踏まえ、慎重に対応してまいりたい。このように考えております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 大木須のその計画につきましては、今、市長の答弁がありましたように、県産業廃棄物処理業組合が所有していたこの用地を、4月下旬に県の環境保全公社が引き継いで、今後、跡地活用を検討していくということであります。この計画の産廃組合の事業者そのものが将来的には那珂川町の処分場だけでは産業廃棄物を処理し切れない。県内処理の目的は環境保全公社にバトンを託すと述べております。

この公社を所管する県の幹部は、この組合の土地を取得することについて、県内に公共関与の産業廃棄物処理施設整備を目的とする公社の設立趣旨に合致すると説明する一方で、まずは那珂川町の処分場整備を進めるが、将来の選択肢の1つとして、この取得した土地を次期処分場に活用することも検討していくと述べております。

これでは、安心どころではありません。那珂川町の処分場の稼働は5年から6年かけて建設すると。そして、この処理場が稼働してから埋め立て完了の時期を12年間としておりますので、その後は新たな処分場が必ず必要になる。那珂川町の処分場が稼働してから数年後に新たな管理型最終処分場を検討することになります。環境保全公社が引き継いだこの用地が、次期処分場に、なし崩し的に産廃場に利用されることのないように、市当局は地元住民の意思を尊重して対応していただきたいと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、県の環境保全公社が今度土地を一応取得をしたということの報告でございました。したがって、この第1次の産廃管理型処分場が白紙になったことはほっといたしておりますが、引き続きこの保全公社のこういった情報をつぶさに入れるとともに、地域住民の皆さん方とこの対応については十分協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那珂川町に計画されているこの処分場の説明会においても、質問に、知事は自然界にも放射能は存在するということですね。そういうことを述べておりますし、記者会見の中でも、国が放射性セシウム濃度が1キロ当たり8,000ベクレルを下回った場合に、一般ごみと同様の処理を認めるとした国の新しいルールですね。こういうものに触れまし

て、8,000ベクレル超のものは必ず残ると。指定解除しても、全体量を減らすことで処分場建設候補地が受け入れやすくなるのではと国は言うという説明で、国に対して一般ごみとなった場合の処理先確保を求める考えも示したというふうになっておりますので、もし、この8,000ベクレル以下の低レベルな放射性廃棄物のこのような、例えば那珂川の施設に搬入がされるということになりますと、福島第一原発事故後、県内には指定廃棄物のほかにこの低レベルの廃棄物も大量に蓄積されております。

これが那珂川町の処分場に持ち込まれることになれば、すぐに満杯になってしまいまして、次の同様な施設が必ず必要となるというふうになりますので、そうしますと、この県の環境公社が持っている大木須地内の用地もその候補にされるおそれがあるというふうになりますので、これはまた大きな問題になるのかなと私は考えます。

こういう点で、那珂川のほうで今度やるから安心なんだということにはならないというふうには私は思いますが、その低レベルな放射性廃棄物も含めて一般ごみと同じような扱いで那珂川町に持ち込ませないように要望すべきではないかというふうには私は考えますが、市長はどうでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、いわゆる指定廃棄物について触れられたと思います。この前の市長会、市町村長会議でも新たに井上副大臣も来まして、その説明があったわけですが、今度8,000ベクレル以上の各自治体で持っているあれを再検査をして、その実態を知りたいというようなことでした。その辺については、もうかなり、5年以上たっていますから、当然8,000ベクレル以下には低減をしていると思いますから、8,000ベクレルを下回ると、議員御指摘のように一般廃棄物になるわけです。そうすると、国がその一般廃棄物は各市町村の事務だから、そっちに任せるよというようなことは絶対阻止しなきゃならない。

そういったところで、その最後まで国が責任を持つ。そういったところを要望したわけですので、それはもう一般廃棄物になっても、国が最終的に指定廃棄物については責任を持って対処するということには私は変わりはないと思いますので、そのようなことは強く要望してまいります。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この件に関しては、1回目の御答弁からありましたように、とにかく一応産廃組合のほうは解散をするというふうになりましたが、県の開発公社がその土地を引き継ぐということでございまして、いつ、これがまた同様な処分場建設問題が浮上するかわからないと。

しかし、大木須地域は市長もおわかりのように、この産廃反対の2000年の白紙撤回以後、

結束を固めて青年部を中心に環境保全活動や新そばまつりとかさまざまな地域おこし、まちおこしの先頭に立って現在も頑張っているわけですね。

先ほど中山の問題も触れましたが、やはりこの自然環境を守りながら、自分たちの自然を今後とも引き継いで守っていきたくと。こういうふうと考えておりますので、ぜひともそのような市民が本当に頑張ってまちづくりをしているわけですから、それに寄り添って今後とも頑張ってくださいなというふうに思います。

次に、2つ目の質問でございます。中小企業振興基本条例についてお尋ねをいたします。地方再生と地方創生の原動力は、地元の中小企業や小規模事業所の振興が基本であります。国においては、中小企業、小規模企業の持続的な発展を主眼として2014年6月に、小規模企業振興基本法が制定され、中小企業や小規模企業の支援に対する機運が高まっております。昨年12月には、栃木県中小、小規模企業の振興に関する条例が制定されました。さらに、県はこれを受けて、県の経営支援課内に、本年4月から中小企業、小規模企業支援室を新設しております。

支援する体制としては、栃木元気発信プランの大きな柱として、栃木を支える企業応援プロジェクト、栃木地域企業応援ネットワークを構築いたしました。この参加者には、県、市町の関係者、商工団体、金融機関、支援を支える専門家など、100人を超える方々が5月19日に結集をいたしまして全体会を開いたものであります。その中で、さらに、1創業支援、2事業継承支援、3金融支援、4人材育成支援。この4つのプロジェクトチームをつくりまして、具体的な支援を図っていくということであります。

市当局もこのような情勢を受けて、本市独自の中小企業振興基本条例を本年度中に策定したいと、前回の私の一般質問で御答弁をいただいておりますが、その条例の中身が地元中小企業や小規模事業者に対する市当局の単なる支援努力義務のようなものではなくて、本市産業振興の実態に即した実践力となり得るものとするために、全国のすぐれた経験や取り組み内容を研究し、策定を進められたいと考えますが、今、どのようにお考えなのでしょうか、御答弁を求めます。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 中小企業振興基本条例についてお答えをいたします。

平成26年6月に小規模企業振興基本法が施行されまして、全国の自治体で中小企業の振興に関する条例が制定をされつつございます。栃木県におきましても、昨年12月に栃木県中小企業、小規模企業の振興に関する条例が県内で初めて制定をされました。この条例の制定に当たりましては、中小企業、事業者が、地域経済に果たす役割の重要性を認識いたしまして、中小企業振興が基本となる事項を定めるほかに、この産業の現状を踏まえまして、関係機関との

かかわり方を明確化する必要があります。特に、小規模事業所におきましては、売り上げの低迷に加え、後継者不足による事業承継等、持続的な発展が課題とされているわけでございます。

このような中、本市におきましては、小規模事業者の経営の持続化を目的といたしまして、那須烏山商工会が策定をいたしました経営発達支援計画が、経済産業省の認定を受け、平成28年度から平成32年度まで経営持続化や創業、事業承継等の支援を図っていく。このような予定となっております。

本市における中小企業や小規模事業者は、地域の住民にとりまして就業の場ございまして、生活の安定など地域の経済基盤を支えている存在となっております。さらなる地域の活性化を図るために、中小企業、小規模事業者に求められる役割はますます重要になってきておりますので、事業の承継やこの発展を支援することが本市の責務である。このように認識をいたしております。

こうした状況を踏まえまして、条例制定に当たりましては、先進自治体あるいは関係機関における取り組みを参考にしながら、関係機関と連携を図り、産業の実態に応じた内容にすべき。具体的にはこの那須烏山市商工会における小規模事業者を対象とする支援事業と連携を図った内容にしていきたい。このように考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 5月19日の報道によりますと、今、市長のほうで答弁の中にありました国の小規模事業者支援法に基づく小規模事業者を支援するための商工会などが策定する経営発達支援計画について、県内35の商工会全てが経済産業省から認定を受けたとのことあります。認定率は100%。全国の認定率が30.6%ですからね、これは大変なことですね。

全国で100%なのは3県で、その中で各県内の35の商工会がそれぞれ策定したのは栃木県だけということでもあります。ちなみに2015年から認定がスタートされており、初年度は先ほど述べましたように1,667商工会のうち510商工会が認められたということでもあります。栃木県は、みずからの商工会やエリアの状況を深く考慮して、個別事業者の持続的な発展を図って、地域の発展を実現していくことが目的と、各商工会が事業計画を策定し、販路開拓など小規模事業者への支援事業を盛り込んで策定したと聞いております。

国の認定を受けると、上限で700万円の補助金が得られ、また、認定を受けた商工会会員は、日本政策金融公庫から限度額7,200万円の融資を受けられるとのことでもあります。私も地元の商工会の経営発達支援計画概要について、市の商工観光課のほうで写しをもらったところでもあります。この計画の実施期間は平成28年4月1日から平成33年の3月31日までの5年間の計画であります。この経営発達支援計画について、本市行政も最大限の支援、連携

を図って進めていただきたいと思います。

地元中小企業、小規模事業所振興基本条例について、全国ですぐれた先進事例はないかと、全国商工会連合会のほうに問い合わせしましたところ、新潟県の聖籠町、愛知県の豊明市の振興基本条例の紹介をいただいたところであります。内容につきましては、聖籠町、新潟なんですけど、これは町なんですけど、町はこの小規模事業者の経営基盤の強化や企業基盤を町内に維持しつつ、新たな事業展開への支援を図るとか、あるいは小規模事業者への事業継承や操業促進に努めると。人材の育成、雇用の促進、産業業種の開発、向上、小規模事業者と他の業者との連携促進とか、融資制度の円滑な促進とか、小規模事業者の情報収集提供と、このようなことが書かれております。

豊明市のほうにつきましても、市の役割として、商品や役務の開発、販路を開拓する支援、事業の継承、維持継続の支援、創業及び第2創業の促進を図る。雇用の促進や職業能力の開発、向上、融資制度、信用事業の充実、小規模事業者振興に関する施策と。このようなことが出されております。

本市におきましても、先ほど県のほうで、今度、栃木地域企業応援ネットワークというのを策定したわけでございますが、同様に本市におきましても、この国、県の制度を活用したり、行政が商工団体や金融機関、そして支援を図れる専門家を一堂に会して、この小規模企業の支援をいかに図るのか。こういう協議機関をつくったり、実際の支援のためのプロジェクトチームを組織するとか、これらの方向づけについて那須烏山市版の地域企業応援ネットワークを設置して、具体的できめ細かな支援対策を図っていただきたいと思います。このネットワークやプロジェクトチームをつくっていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどの条例制定についても、商工会との連携をとりながら、あるいは国、県の有利な支援事業もいただきながら、そういった条例の制定化を目指していきたいというようなことでございますので、あわせまして、そのような1つの組織のあり方についても、よく先進事例、いろいろと情報収集いたしまして、そのようなことも検討させていただきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それでは、この件について最後の質問でございますが、それでは、今いろいろと検討、商工会とかいろいろなところと連携をとって協議が進められていると思うんですが、この本市独自の中小企業振興基本条例の案の提出はいつごろまでというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 条例の提案時期につきましては、先進事例等の条例内容を検討した上で、早ければ12月、今のところ3月かなと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。ぜひ、条例よりも中身が大事だというふうに思いますので、商工会や金融機関とかさまざまな支援の体制を組む、そっちを優先しながら、すぐれた実践力のある条例を目指して進めていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の質問でございます。本市農業振興計画の策定についてという質問でございます。本市のこの地方創生にとって、市内の農業の振興、発展は欠かすことができません。そのためには、現在の農業実態や農家の実情がどうなっているのか。農家の将来に向けての意向あるいは行政や関係機関、団体への農家からの要望や支援対策を市内全農家を対象にアンケート調査を実施していただいて、その内容を分析しながら、次の次期農業振興計画を踏襲しながら、本市独自の農業振興計画を策定して、将来に向けて本市の農業を成長産業、基幹産業として発展できるように、地域農業に本市行政、関係機関、農業団体、農家が一体となって取り組めるように内容充実を図っていただきたいと考えますが、市当局の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 本市の農業計画の策定、また市内農家を対象としたアンケート調査の実施と本市独自の農業振興計画についてのお尋ねでございます。

農業、農村を取り巻く情勢、TPP問題を初めといたしまして、農業後継者問題あるいは農業従事者の高齢化問題、あるいは耕作放棄地の増大など、さまざまな問題を抱えているわけでございます。このような状況の中で、本市農業の将来をどのように進めていくか。それを見据えた計画策定は大変重要であります。

議員御指摘のとおり、計画等の策定に当たりましては、農家の現状等を把握するためのアンケート調査を実施するということが大変重要なことである。このように認識をいたしております。このようなことから、平成26年度に見直しを行いました本市農業の上位計画、那須烏山市農業振興地域整備計画書や同時並行で策定をいたしました人・農地プラン、これにつきましては、全農家を対象としたアンケート調査を実施しました。そして、現状把握に努めたということでございます。

これは実を申しますと、2,300戸を対象といたしまして1,567戸、68%から回答を得られました。また、平成27年度には、市総合計画後期基本計画に基づきながら、平成28年度から32年までの5カ年を計画期間といたしました那須烏山市農業振興ビジョン、これを策定いたしております。策定に際しましては、平成26年度に行ったアンケート調査結

果を踏まえ、中期的な視点に立って本市農業が衰退をしないための施策展開をまとめております。

計画の柱といたしまして、担い手対策、生産力の向上対策、付加価値向上対策、農村振興対策、農業農村の基盤対策、消費安全対策、農村環境対策の7つの施策を設定いたしまして、各施策に沿った取り組みを展開をすることといたしております。しかしながら、農家の状況、1年1年変化をしておりますので、このようなところから、引き続き農家の実態や要望等の把握に努めていきたいと思っております。そして、本市独自の農業振興計画の策定に反映をしていきたいとこのように考えております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 今、市長のほうで答弁いただきましたように、本年3月に本市の地域農業振興ビジョンというものが出されました。これは平成32年までの5年間の計画ですね。本市農業を成長産業として発展させるために、意欲ある農業者の育成と本市の資源を最大限に活用しながら、生産性の向上と付加価値の高い農業を推進して、本市の新たな農業創造に取り組むというふうにしております。

この地方創生を加速させる本年は1年だというふうになっておりまして、総合戦略に沿った各種施策に取り組み、5年後、10年後の本市の農業ビジョンを描いて、その実現に向けた施策ということで、先ほど市長のほうで7つ、いろいろな施策の内容が出ているわけなんです、これですね、実際に市内の全農家にどのように周知徹底を図るのか。

それと、先ほど私の質問の中で答弁がなかったのは、行政とか農業振興事務所とか、農協とか、そういうところに農家の方々はどういう、こういうことをやってほしいという希望があるのか。そういうものはつかんでいますでしょうか。それについてまず、答弁をいただきたいなと思っております。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） まず、住民の要望というところがございますが、特別組織だったというところではございませんが、随時上がっている意見として多いところでは、鳥獣害による被害により、耕作意欲がなくなってしまうというところとか、担い手がないので誰かに貸したいんだけどなかなか貸す相手というか、そういう方がいないとか、そういう担い手対策、鳥獣害対策というところが大きなところなんです。また、土地改良関係でその施設が老朽化して更新時期というか、そういう施設の更新に対するお悩みとか要望とかが多く上がっております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この地域農業の従事者の高齢化が、この振興ビジョンはありがたい

んですが、それを進めるよりも早い速度で進んでいると。担い手が年々、農業を支える人が不足するというのが今、実態ではないのかなと。この集落ぐるみの営農を維持できる仕組みづくりが本当に重要になっているというふうに思うんですね。現在、先ほど市長のほうでありました人・農地プランの取り組みの中で、本市行政、農業振興事務所、農業団体、農業従事者、これを連携を密にして、この集落営農の組織化を進めておりますが、それは本当に一部なんですね。農家の高齢化、後継者のいない農家、農業に取り組む意欲そのものが急速に減退しているというのが実情だというふうに私は思います。

この集落営農を組織化して運営するためには、これを中心となって農業に従事する方、そして地域のリーダー的な役割を果たすそういう存在が必要だと私も思います。市行政と関係機関、農業団体が一体となって地域における集落営農の組織化が図れるように、きめ細かで親切的な指導を展開し、また、豊富な知識や経験を有する定年退職者等が地元地域で指導的な役割を果たして活躍できるような環境ですね、こういうものをこの地方創生の一環として本気になって取り組んでいただきたいと思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさに今、那須烏山市の農業の課題は、今言われているいわゆる那須烏山市の農業の後継をどうするかということだと思いますね。これだけの高齢化が進んでまいりまして、今、現役は70歳から75歳が主力の労働力となっているわけでございますから、そういったところをやはり集落営農あるいは営農集団等でカバーをしていくほかありません。そのようなところから、この家族の後継も含めて那須烏山市全体の農業のリーダーをやはり育成する必要性に今、迫られております。

そのようなことをやはり県、そして農協、そういったところと連携をしながら、そういった組織づくりにやはり邁進をしていく、スピード感を持って対応する。そういったことだろうと思いますので、ひとつそのことについても御指導いただければと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この質問の最後でございますが、先ほど市長が本市が3月までに作成した地域農業振興ビジョン、担い手対策、生産力向上、付加価値向上、農村の振興、農業、農村基盤対策、消費安全対策、農村環境保全対策、それとこの間農協の総会がありまして、私、議長をやれということで、なかなかここは議長になれないんですが、向こうは2回目の議長を頼まれまして、その中で今後の農協の事業は何やるんだというような話が出ました。

その中で、新たな営農対策をやるとか、付加価値の増大と、ビジョンと余り変わらないんだわね。そういうことで、やはり同じ地域にいるわけですから、そんなに内容が変わるわけでは

ありませんが、新しいものでは中山かぼちゃの問題もありますし、新しいブランド、フキとかフキノトウの認証を取れとか、そういうことが書いてあります。

やはり農業団体も同じようなことを考えていますので、そういう意味では行政とそういう農業団体、そして特に、定年された方が地元に戻っても、例えば役所の方が定年になって地元に戻れば相当な事務能力はあるんだよね。だから、そういう方に行政が地域の新しいリーダー、地域農業のリーダーとしての認証をやって、そしてその地域をまとめていただくような対策をとっていただきたいなど、こんなふうに思いますので、まずはその行政と農業振興事務所と農協と農家の方が一体となって、この計画を推進するということと、いわゆる地域の新しい事務も含めて、指導力のあるリーダーをつくると。この点で本気になってもらいたいと思うんですが、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさに栃木県、そして農協、那須烏山市と目的一丸となって連携事業を、それもやはり那須烏山市独自の農業政策を打ち立てていく必要性を強く感じています。そのようなところから、先ほど後継者問題にも触れられましたけれども、いろいろとやり得るところは大いにやっぱり投げかけて、シルバー人材センターであれ、あるいは農業公社であれ、そういったところも進めながら、やはりこの山積する農業課題に向けて連携事業を独自のものとしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 平塚議員質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それでは、4項目目の後期高齢者医療制度の現状と課題というテーマについて質問いたします。

後期高齢者医療制度は、2006年の医療法の改定がされまして10年経過しております。また、2008年度から制度が実施されまして8年を経過するわけであります。この後期高齢者医療制度は、前にあった老人保健法というのを高齢者の医療の確保に関する法律に変更して、75歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険から引き離して独立した医療保険制度にいたしました。そして、その全員から徴収した保険料と公費、そして現役世代からの支援金で運営される。こういう内容でございまして、少ない収入の一方で、医療費が年々増えていく。こういう医療保険で基盤が極めて脆弱な仕組みの上に成り立っております。

法律自体にこの医療の適正化ということが書いてありまして、医療費の削減や医療費の内容の差別化につながる規定が盛り込まれているのが現状です。後期高齢者医療保険制度の加入者は、全国で1,600万人、2014年の総人口に占める割合は13%です。これが団塊の世代の方が全て後期高齢者になる2025年には18%になるであろうと言われております。2014年度の国民医療費は、全体で40.8兆円、そのうち後期高齢者医療は14.5兆円、35.6%に達しております。原則として医療費は1割自己負担ですが、現役並みの所得の方は3割負担ということになっております。こういう方は全体の6.7%だということですが、後期高齢者の年金収入の現状は、平均で年間127万円ということですが、基礎年金満額の80万円以下の方がそのうち40%、この40%の半分が年間に50万円以下の年金、月々5万円にも満たないような年金で暮らしている。こういう状況でございます。

本市の後期高齢者医療制度の加入者の人数、これは低所得者の軽減がそこで実施されていると思っておりますが、その軽減の状況、そして、保険料の特例軽減という措置がされまして、9割、8.5割軽減の方がいると思うんですが、そういうのがどういう人数になっているのか。そして、保険料の滞納者が市の後期高齢者の中にはいらっしゃるのかどうか。そして、短期保険証とか、資格証の発行がされているのかどうか。

また、医療費が1割本人負担のわけですが、現役並みの所得の方は3割ということですが、そういう方はどのぐらいいらっしゃるのか。この内容についてお示しをいただきたいと思っております。

さらに、平成30年度には国民健康保険運営主体が県に移管されるということがございますし、また、今後、団塊の世代の方が後期高齢者になる超高齢化社会を目前としている状況のもとで、今後これがどうなっていくのかと。そういうようなシミュレーションというか、検討がされているのかどうか。その辺の課題についても御説明をいただきたいと思っております。御答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 後期高齢者医療制度の現状と課題についてお答えをします。

75歳以上の方を被保険者とする後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合を運営主体としておりまして、平成20年4月の発足から8年が経過をいたしております。栃木県後期高齢者医療広域連合におきましても、県内の全市町を構成団体といたしまして、これまで安定した制度運営がなされております。

後期高齢者医療制度につきましては、増加の一途をたどる高齢者医療を社会全体で支える観点に立って構築されました制度でございまして、その財源構成を見ますと、9割が公費あるいは現役世代からの支援金で賄われておりまして、被保険者の保険料による財源は1割程度とな

っております。

栃木県の被保険者は、平成28年3月31日現在で約24万5,000人。本市におきましては4,829人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、20年後の栃木県の75歳以上の人口は、約35万4,000人、本市では約5,700人と推計をされておりまして、本市におきましては約1,000人の被保険者の増加が見込まれております。

今後、高齢者人口の増加と医療の高度化によりまして、医療費が増加をし、財源の確保が懸念されるところでございますが、広域連合といたしましては、今後毎年度、3%から4%の医療費を見込んだ保険料率や市、町からの支援金の額を見直しをしていくことといたしております。ちなみに、今年度は保険料率の改定の年でありましたが、前年度剰余金と保険給付費等支払い準備基金からの繰り入れにより財源を確保し、保険料率を据え置くことに決定いたしております。今後も、広域連合として県全体で取り組むことによりまして安定的な制度運営が実施できるものと考えております。

また、市といたしましては、高齢者の健康寿命の向上のために、健康診断の無料化あるいは生きがいつくりの事業等への取り組みを強化をし、医療費の抑制に努めるとともに、保険料の収納確保について関係課と協力をして取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 数字的なことを担当課のほうから追加説明させていただきます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、ただいまの御質問の中の数字的な部分について、担当課のほうからお答えいたします。

まず、後期高齢者の被保険者数は先ほど答弁の中でありましたとおり、3月末現在で4,829人でございます。

続いて、保険料の軽減されている被保険者がどのくらいいるかという御質問ですが、後期高齢者の場合、均等割額と所得割額とありますが、この均等割額の軽減措置の対象になっている低所得者については、9割軽減被保険者が815人、8.5割軽減が1,082人、5割軽減が484人、2割軽減が324人、さらに先ほど特例軽減とおっしゃってございましたけれども、今まで被用者保険の被保険者だった方、つまり息子さんの社会保険の扶養だった方とかが強制的に75歳になったときに後期高齢に移行するわけですが、そういう方についての特例の軽減が9割あるんですが、そちらの対象になっている方が983人、合わせて3,688人の方が何らかの軽減を受けているということになります。率にして76.4%になります。

それから、現役並みの所得の方で自己負担3割の方がどのくらいいるかということですが、こちらが121人。それから、滞納者につきましては、平成27年度の保険証の切りかえの時

点で11人いらっしゃいました。短期証の交付者がどのくらいかということですが、短期証については、切りかえの時点で該当になった方がお一人いらっしゃいました。

資格者証については、どなたも発行しておりません。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。そういうことで、ことは本来、保険料の値上げの年だったけれども、広域連合のほうで調整して値上げはしなかったということでございます。

しかし、国のほうでは、財界主導の財政諮問会議2015の改革工程表というのがありまして、医療、介護、年金、生活保護の負担を、受給は減らすし、負担は増やすというようなものがかなり具体的になっております。そういう中で、この後期高齢者も狙われておりまして、この後期高齢者医療保険制度そのものは、高齢者を独立した保険に切り離すと。そして保険料の値上げをしていく。そして、保険料の値上げを我慢するのか、医療の縮小を我慢するのかと、こういうところに追い込んでいくという制度だというふうに私は思います。

そういう中で、今の国が狙っているのは、今、出ました後期高齢者医療制度の特例軽減の国の負担をなくしてしまうと。これ、2014年度で国が出している特例軽減のための予算が800億円と言われておりますが、予算ベースでは、本年16年度は945億円ということでございますが、これをなくしてしまうというふうになりますと、少ない保険料だった人が8倍とか10倍とか大変な負担がかかるということで、被保険者の55%がこの特例軽減の対象になっているということでございますので、そこにどんと重くのしかかることになります。

さらに、もう一つの狙いというのは、患者さんですね、医療費のほうなんですけど、1割負担、これを全部2割負担に切りかえていこうということが、財界主導で今やられているというのが実情でございます。医療介護のための財源づくりとして、消費税増税10%というふうに言ったんですが、これが2年おくれることになるようでございますが、これはやはり高齢者ほど負担の重いとんでもない悪税でございまして、それでなおかつお年寄りの医療負担を大幅に増やしていこうと。そして、医療機関から締め出していくと。こういうようなことを狙っているのが、この改革内容なのでございます。

そういう意味で、私は財界のいわゆる大企業の法人税を負けてやって、そしてお年寄りに負担を背負わせるような、こんなとんでもない改悪には反対でございますので、消費税増税はやめると、そして、その収入や所得に応じて税金を納める。こういうまともな税制にすべきだということを訴えたいと思います。

次に、公民館行政についてお尋ねをいたします。本年4月の本市の機構改革によりまして、

市の公民館専任の職員配置がなくなりました。開館は平日午前9時から午後4時までとなっております。今までの公民館運営とさま変わりして、市民は大変不便を来しております。また、土曜日、日曜日は公民館の開館となっておりますが、職員が配置されておられません。公民館の機材操作は施設の利用者に一任する利用形態をとっているわけで、機械の操作ができない市民が多くいる状況をそのままにしております。

多くの市民が利用活用する公民館事業に職員が関与しないために、公民館利用者の生の声を行政が聞く機会を失っている現状にあります。県内で公民館に専任の公民館長を配置しない。これは那須南地域だけと聞いております。また、土曜、日曜に職員配置していないのも、この地域のみであると聞いております。

公民館は、市民活動に対して単にその場所、スペースを貸すというものではありません。市の政策の普及啓蒙の先端機関として、市民活動の発展に寄与する施設であると私は考えます。社会教育法による公民館の条項の原点にもう一度立ち返って、本市の公民館行政を再構築していただきたいと考えますが、市当局のお考えを承りたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、平塚議員からは公民館行政についての御質問がございました。議員も御指摘のとおり、那須烏山市では多分野にわたって、多くの市民活動が老若男女にわたって行われている活発な地域であると理解をいたしております。その活力があるまちづくりが市民の力で行われていることはまことに力強くありがたい限りで、日ごろから敬意を表しているところでございます。

今年度からの公民館運営につきましては、4月、5月、6月と大変総会が多い時期でもあるものですから、私もでき得る限りは出席をさせていただいております。その都度、この公民館運営についての不満の声が寄せられている。これが現実でございまして、本当にこのことについては、私といたしましても、皆様方にまことに申しわけなくおわびを申し上げたい。このように思っているところでございます。

したがって、私はこの公民館の運営方針は、抜本的に見直す必要があるなというふうに考えています。早急に今、御指摘がありましたように、社会教育法に掲げる公民館の目的達成のために、公民館のあり方は那須烏山市はこうだというものを、再び事業内容等も十分に精査、検証した上で、このよりよい体制づくりに努めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

そのような運営方針は、単に烏山公民館をもとに戻すということではなくて、この那須烏山市全体の公民館行政のあるべくあり方を早急に検討させたいと、このように考えておりますので、また、こういう全市的な公民館の活動のあり方については、昨年度より設置をされた首長

が主催をいたします総合教育会議、そういった委員の側からも私は意見を聞いてみたいなど考えておりますので、ぜひ早急に抜本的な見直しを今、指示をいたしておりますので、そのようなところから十分意に沿った形で進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたい。

○議長（渡辺健寿） 平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。その公民館ですね、社会教育法の第5章公民館というのがありまして、目的、第20条 公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうになっております。その第21条が、公民館の設置者は市町村が設置すると。

公民館の事業というのがありまして、公民館はこの第20条の目的を達成するために次のような事業を行うということで、定期的に講座の開催、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催。図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育レクリエーション等に関する集会を開催すると。各種の団体、機関等の連絡を図ること。その他施設を住民の集会その他公共的目的に供すると言うことですが、これは行政がやるということが前提でございまして、先ほど私が申し上げましたように、ただ、空きスペースがあるから、場所があるから貸すよと。こういうのが公民館活動ではないということを、もう一度御理解いただきたいと思えます。

第29条には、公民館運営審議会というのがありまして、公民館に公民館運営審議会を置くことができると。その2項で公民館運営審議会は、官庁の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施につき、調査、審議をするというふうに書いてあります。こういうことなので、市長先ほど答弁されましたように、この社会教育法の公民館の条項に立ち返って、もう一度本市の公民館行政を改めていただきたいなというふうに思います。

私も長い間、青年団活動なんかもやりまして、それでおかげさまでいろいろ地域あるいはまちの青年団の役員なんかやらせてもらったんですが、そういう中で、やはり自分のやるべき道というか、将来というか、そういうものをいろいろと模索するというか、そういうような、先ほど農業問題でも言いましたが、今後の将来のまちづくりのリーダーになるような人を養成できる重要な活動エリアなんですよ。

それをやはりしっかりとまちづくりの担い手をそこで育てるんだと。こういう思いで公民館活動を展開してもらいたいと思うんですが、その青年団に限らずね。女性部会やいろいろな団体がありますが、そういうことで人材育成も行政の責任として公民館活動を通じて育てるんだと、こういうことも含めて進めていただきたいと思うんですが、市長もう一度御回答願いま

す。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 市民活動のリーダー育成あるいは市民活動の活発な拠点となる公民館でありますから、社会教育法にのっとった公民館のあり方については抜本的に見直しながら、あるべく体制づくりに努めてまいりますので、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それでは、最後の質問に移りたいと思ひます。

本市武道館建設と利活用についてでございます。この南那須庁舎の南の公園部分に、現在、本市の新武道館建設に向けての敷地造成工事が実施され、ほぼ完了の状況になっているというふうに使われます。この建設用地造成工事は、6月30日が粗造完成予定というふうになっておりまして、今後、新武道館施設整備にいわゆる本体工事が実施されると思われます。恐らく5月27日に工事の入札が終了しているのではないかなというふうに使われますが、その本契約を締結することになるというふうに使われます。

この間、議員全員協議会で今後のスケジュール表みたいなものをいただいたわけなんですけれども、今後の工事の進め方、また、竣工時期の予定、完成祝賀イベントなどを計画しているのかどうか。もう一度改めて説明いただきたいと思ひます。さらに、今後の新武道館の活用方針並びに今後の利用計画についても御答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 新武道館建設と利活用についてお答をいたします。

まず、本体工事の竣工時期につきましては、当初の計画どおり平成28年度内完成を目指しますことから、平成29年3月でございます。

次に、祝賀イベントでございますが、武道館のこけら落としの挙行を考えております。具体的な内容につきましては、武道関係者である市体育協会専門部会、ここには剣道、空手道、柔道等がございます。そちらの部長やスポーツ少年団代表者に御参集いただき、内容については検討させていただきたいと思ひます。

実施時期につきましては、武道館本体工事竣工後の完了検査や備品購入等を済ませてからということになりますので、平成29年5月ごろになるのかなとこのように考えております。その後の供用を開始したいと考えております。

また、利用方針と活用計画につきましては、施設の特性を生かした利用と維持管理を図ってまいりたいと考えておりまして、具体的には体育協会専門部あるいはスポーツ少年団の定期的な活用を図るほかに、それぞれの団体において施設で実施可能な大会等を開催をしていただき

たいと思います。

また、武道以外の活用につきましては、今後、武道関係者団体と調整をすることになりますけれども、シューズを履かないで実施できる運動、例えばヨガ、フラダンス、健康体操などが挙げられるんですが、使用は可能であるのではないかと考えております。そのほかといたしましては、平成28年の3月に見直しがされた地域防災計画にも記載しておりますが、有事の際の避難所、避難場所としての活用を考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、補足答弁については担当課のほうから行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういうことですね。それで、市民の中には前の議員あるいはこの後、質問される議員の質問の中にもありますように、まずは庁舎建設のほうが先じゃないのかとか、いろいろ批判もあります。そして、この武道をやっている競技人口がどのぐらいいるのかなということで、担当課のほうにお聞きしましたらば、スポーツ少年団で登録人員が110名、体育協会関連、これは剣道、空手、柔道と分かれておりますが、合計で75人。その他登録して武道館やその他の施設で活動しているのが5団体で68名ということでございまして、合計しますと253人なんですね。

この間、議員全員協議会のときに渡していただいた予算執行見込み、およそ4億7,000万円。4億7,000万円をかけて、この253人の利用する施設をつくるということございまして、単純に4億7,000万円を253人で割ると183万円になります。これが高いか安いかと、こういう問題なんですよ。

問題は、これだけ見れば高くなります。もちろん先ほど市長が言いましたように、何も武道だけじゃないよと、その他文化行事や各種イベントにも使いますよということになりますから、それはそのとおりだというふうに思います。

私は、さまざまな御意見、御批判はあるんだけど、4億7,000万円かけてあそこへつくるわけですから、これをどういうふうにかえるかということですよ。これは一番大いに利用していただきたいのは、これから未来を担う小中高生ですよ。こういう方々にそこを使ってもらいたい。そういう方が武道を通じて、心身を鍛練するだけではなくて、将来、上の学校やもっといろいろなところにつなげていくような拠点とできないかと。これが私の今回の質問の大きな主眼でございます。

優秀な指導者を招聘して、そして武道のメッカにできないかと。特に南那須中に優秀な人材、指導員を配置して、高校や大学、その先にもつなげることができないかと、そういうことができれば、JR烏山線を利用して県内外に広域的に優秀な生徒を集めて、そして、大いにそこで成長していただいて社会に出ていただくというようなことが可能になるわけですよ。

そういう意味では、単に生涯学習施設を2つあったものを、老朽化と震災があったので1つにまとめましたというようなことではなくて、学校教育や他の地域からも本市に人を呼び込む。そういう交流拠点施設として新たなまちづくりの拠点施設として活用できないかと。そういうような壮大な方針を持って取り組んでもらいたいなというふうに考えまして質問したわけなんですよ。

そういう意味で、そういう点も含めて活用方針、また利用計画を真剣に模索していただきたいなと、このように考えるわけなんですけど、市長いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） いろいろの地方創生の中でのこの武道館の建設ということでございまして、議員各位からも本当に英断をいただいたというふうに思っています。そのような多額の投資をする、そういうこともございますが、今、平塚議員の建設的な御意見、御提言をいただきました。やはり私もそういったところでメジャーな大会を、この那須烏山市で開催ができるような、あるいはいろいろな多目的に使える、そしてこの那須烏山市が武道あるいはリーダーとなり得る人材が大いに育成できるような、そういったひとつのメジャーな施設にして、いろいろと交流あるいは那須烏山市に入っていく。そのような拠点とするような総合的なグローバルな計画を策定をしていきたい。それを実現化していきたいと思っておりますので、今後とも御指導、御支援いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そこで、重ねての質問なんですけど、そのためには優秀な指導者を招聘しなくちゃならないんですよね。教育長、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 広域行政の中での異動ということで教員ということになるかと思いますが、ぜひ全力を挙げて優秀な体育教員、特に、武道関係の教員を招聘できるように頑張りたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 最後に、現在、造成工事中であり、今後、本体工事が進められると思いますが、この南那須庁舎前の南側の駐車場にこれまでとめていた車が、工事関係で図書館付近の駐車場に行っていると思うんですよ。しかし、今後、ことし、いかんべ祭りの会場となったような場合、その下の駐車場も使用できなくなる可能性もあると思うんですけど、その点、この本体工事が始まる中で問題が生じないかどうかですね。対策をとってもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、ことしもいかんべ祭りを実施する予定で今のところございますので、総務課の管財のほうと調整をしながら、近場で第一には公有の土地、それがなければ私有の土地をお借りするという方法を取りながら、お祭りのほうにも支障が出ないように職員の駐車にも支障が出ないように、ただいま両課で連携しながら検討しているところでございます。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、18番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時44分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告に基づき2番小堀道和議員の発言を許します。

2番小堀道和議員。

〔2番 小堀道和 登壇〕

○2番（小堀道和） 皆さん、こんにちは。議席番号2番の小堀です。傍聴者の皆様、御苦勞さまでございます、連日。一般質問1日目で午後で一番睡魔に襲われる時間ですけれども、約1時間一般質問におつき合くださいませ。

今回は2点ですけれども、地域に愛される学校づくりについて。これと、熊本地震の教訓を生かして。この2点について質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） それでは、一番最初の質問事項ですけれども、地域に愛される学校づくりについてであります。子供は学校と家庭、そして地域がともに協力して育てるものという、この考えは日本全国どこでも共有されていると思います。地域の方は地元の学校を応援したいという気持ちを誰しも持っていると思います。

我が市も全部の小学校で登下校時の見守り隊が今年度から組織され、学校と地域住民との距離が縮まっていると思います。また、全学校で地域連携教諭が配置され、地域の人と学校支援に関する連携、調整する窓口ができて、授業支援などが進みつつあると思います。

私が校長のときには、このような仕組みはありませんでしたけれども、PTAや自治会長さんたちと相談して、授業支援、それとスポーツ支援、また放課後学習に、休日の野外活動など、多くの活動に支援していただく仕組みをつくりまして、年間2,000人を超える方が学校支援に来てくれるという学校になりました。地域には、さまざまな能力を持った人がいて、マン

ネリ化しがちな子供たちの活動に変化を与え、内容の濃いものにしてくれ、私は何度も感動したことを思い出します。

国は、このような学校支援の仕組みをさらに発展させ、地域を挙げて学校を支援し、子供たちを育てる制度の法制化を検討しています。仮称ですけれども、チーム学校推進法という法律でこの中心的な役割を本県選出の上野通子参議院議員が担っています。本市の学校教育が今まで以上に充実し、真に地域に愛される開かれた学校になるための応援団として質問いたします。

最初の質問ですけれども、本市では、子供たちを育てるために保護者や地域の支援を積極的に受け入れる開かれた学校づくりを目指しているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 非常に学校教育に対して御支援をいただくような御質問等でありがとうございます。

保護者や地域の支援を積極的に受け入れて開かれた学校づくりをするということについては、御指摘のように学校における子供たちの教育につきましても、学校だけでなく、保護者、地域の方々の理解と協力が不可欠であります。各学校におきましては、教頭や地域連携教員を地域の方々との窓口にするなど、保護者や地域の方々の御意見や御支援を受け入れる体制づくりを図ってきております。また、保護者や地域の方々の協力を得るためには、まずは学校をよく知っていただきたい。そのような考えから、各学校ではホームページ、学校だより、場合によっては学級だより、そして校長だよりというようなものを発行して、さまざまな手段を講じまして学校の様子をお伝えするとともに、学校評価につきましても、おおよその内容等々につきましても公表し、開かれた学校づくりに努めておりますし、今後もさらに推進していくつもりであります。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今、教育長のほうからいろいろ努力をしているという説明がありましたけれども、確かにいろいろな活動をしていると思います。

そこで、次の質問に移りますけれども、このような地域に開かれた学校になるためには、校長先生初め全職員が閉鎖的でなく、いつでも応援に来てくださると、物理的にも精神的にも開いていなければなりません。従来から学校を開けと言われてはいますがけれども、実はなかなかできていないのが現実なんです。

国が検討しているチーム学校推進法案、これを見ても、学校を支援する仕組みとして、学校運営協議会という組織と、地域学校協働本部コーディネーターという組織をつくりまして推進しようとしています。

私が現役校長のときに、宇都宮市教育委員会の指導がありまして、このような同じ趣旨の仕

組みとして、各学校ごとに委員が意見を述べるだけの学校評議員会というのがあるんですけども、これを発展させまして地域協議会が組織されまして、地域から全面的に支援される学校づくりが始まりました。この動きは、全国的に広がりましたがけれども、本市もそうですけれども、実施されていない学校が多いことも現実です。

そこで、国としては、何としても地域の全面的な支援を受けて、子供を育てる地域と一体となった学校づくり、これを実現したいと法制定に動いているんです。国は、学校だけでは先生方の負担が大きく、大変な苦勞をしていることを地域の協力で少しでも軽減できないかと応援団としての仕組みづくりをしようとしているのですけれども、学校としては新しいことを素直に受け入れようとしない負の文化があるのも事実なんです。

今では当たり前のように受け入れていますがけれども、学校評価制度導入、このときもこの文化を強烈に私は感じました。教育委員会が導入の説明の際に、学校は忙しいのにどうしてこんなことやるんだという、そういうたくさん意見が多く校長先生から出ました。しかし、これは法律で決まっているので、実施することを前提に進めてほしいと、そういう説明が教育委員会からありまして、その説明で反対の意見が全くなくなりました。

学校評価制度をすばらしい学校経営の道具として、子供たちや職員を育てようという本来の意見が全く出ないことに、私は腹立たしさを感じたことを思い出します。学校の中にこの負の文化が根強くある限り、地域から愛される真に開かれた学校づくりは難しいと思います。

しかし、本制度を実施していくうちに、多くの校長先生から、先生方と直接教育に関する話し合いができてとてもいい制度だと、そういう前向きな意見が聞かれまして、さらに教育方法について話が弾みましたがけれども、なぜ、初めから前向きになれないのかなということを思い出しました。

そこで質問ですけれども、このような新しい制度採用のときに、プラス思考で学校経営に取り入れようとする考えが乏しいという文化をどう考えますかということと、また、積極的に推進するような文化に変えるための施策をどう考えるか、見解を伺いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、学校の新しい制度の受け入れについてという御質問にお答えいたします。

以前は、学校は保守的であると。また、新しいことを取り入れないといった話がよく聞かれました。議員がおっしゃるとおりかと思えます。しかしながら、現在では、本市の小中学校におきましては、市や企業、地域の行事などに積極的に参加、協力するなど、また、逆のパターンもございますが、開かれた学校づくりを進めているところでございます。

しかしながら、一方では、学校で行われている諸施策を変えることによって児童生徒の学習

や生活のリズムに影響を与えることがないように、そういった側面で両立させないかなければなりません。

そのために、私たち教育委員会といたしましては、学校として新しい制度を採用するには、メリットやデメリット、子供たちに対する教育的効果などをはっきりさせ、学校の教育目標や方針に照らし合わせて有意義であることがわかれば、積極的に取り入れるよう指導しております。もちろん最初から門前払いするなど言語道断というようなことでお話しております。

各学校におきましては、活動の当事者だけでなく、保護者や学校評議員などの意見をくみ取りながら、学校教育に御協力いただく活動や児童生徒が地域行事に参加する活動など、さまざまな活動を実施しているところです。

現在、文部科学省では、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の設置を推進しているということは議員がおっしゃったとおりです。昨年の12月21日にそうしたコミュニティ・スクールに関する中央教育審議会の答申、それから、教員の資質向上、そしてチーム学校と、この3つの答申が出されていることは御存じのとおりですが、教育委員会といたしましても、校長連絡会等の折に触れ、地域の活動に積極的に貢献するよう各学校に指示しており、同時にコミュニティ・スクールのあり方について情報を収集しているところでございます。今後、さらにそうした情報に基づいて、学校の校長その他教員に対して開かれた学校づくりの意義を徹底させるとともに、推進してまいりたいとそのように考えております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） かなり前向きな回答をいただいていますけれども、そこで、さらに質問ですけれども、国が検討している法制化を待たずに、真に開かれた愛される学校づくりを成功させる方法について考えてみます。今、教育長のほうからかなり前向きだという話なので、ちょっと考えてみたいと思います。

先ほど紹介した同様な組織である地域協議会、この活動で紹介します。本内容は、以前に私は一般質問で一部を紹介しましたがけれども、少し詳しく説明します。この地域協議会が組織されると、どんなふうになるかということなんですけれども、当時、教育委員会の指導で各学校に地域協議会が組織されましたけれども、成功しているところとそうでない学校との差が歴然と出てきました。その差は、地域協議会を従来どおりの文化で地域の長老たちを重要なポストに並べた学校では、新しい活動が動き出しませんでした。

一方、校長先生初めPTA会長や学校を支援しようと考えているPTA役員、OBなど、実行部隊中心、ここが大切なんですけれども、この実行部隊中心にコーディネーター役を組織した学校は本当に一変しました。その一変した学校の活動例を計画レベルのものも含めて、ちょっと紹介します。

授業支援の活動では、先生方の補助教材づくり、これをお願いしたり、家庭科のぞうきん縫いやミシンの授業、版画の授業、習字の授業、理科実験の支援授業、水泳教室、昔の生活体験支援、ALTの支援、戦争体験授業、そろばん授業支援、読み聞かせなんですけれども、1人の担任の先生が30人の生徒にぞうきん縫いとか、水泳教室、教えられるはずがないんですけれども、この辺、地域協議会ができる、と、どんどん応援に来てくれる人がいて、子供たち一人ひとりの指導が徹底してできるという、そういうすばらしい学校になるということです。

それと、学校整理、整備関係の支援としては、図書館の整理、破損した本の修理、これは東図書館のプロの方の勉強会を持ちまして、PTAの役員の人たち、全部プロ的に本を修理することができるようになりました。さらに、家庭科室の整理、整頓、理科室の器具整理、整頓、下野美術展の出展作品の台紙張り作業とか、会場への搬送作業、それと学校イベント写真紹介コーナー作業の一任とか、保健室の何とふとんカバー作成等々、これらは先生方が時間外で対応していたものがほとんどですけれども、こんなことがどんどん支援されて変わる学校になるということなんです。

ジオパーク関係の化石教室やそろばん教室などの放課後開催の特別授業も実現しました。また、田んぼの学校や生き物観察教室などの校外学習、校外授業も行うことができました。また、授業そのものの支援以外は、地域協議会の組織が自主的に校長や教頭先生と相談しながら、計画、実行することで、活動がどんどん推進されました。先生方の負担は軽減されたと思いますけれども、それ以上に先生方から、助かります、ありがとうございますの声が、また、地域の方から、役に立ってうれしいという声ですね、それと子供たちも含めて、楽しかったの声が多く聞かれたことが成功を物語っていると思いました。

先生方は地域の支援を受けるに当たって、初めにいろいろ調整する事項が多く出るために、やりたくないんですね。それが本音だったです。しかし、実施していくうちに、先生も驚くほど充実した授業になりました。初めに苦労しても、充実した授業のためにやろうとすればできるから、払拭しなければならない文化だなとそのときもつくづく思いました。

そこで次の質問です。法整備がされなくも各委員が意見を述べるだけの本市の学校評議員会ですね、これを行動する新たな組織に変更し、地域の方がどんどん学校支援に来る地域と一体となった学校づくりを推進すべきと思いますけれども、これについての見解を伺います。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 地域と一体となった学校づくり推進についてお答えいたします。

地域の方が学校に足をお運びいただきまして、学校の教育活動に積極的に協力いただけることは、学校にとりまして大変ありがたいことだととらえております。現在、各学校には御指摘のとおり、地域連携教員が位置づけられており、地域と学校側の窓口として連絡調整を図り、

地域と一体になった学校づくりの推進に努めております。

実施につきましては、当事者、学校担当者、保護者、学校評議員などの御意見をいただき、総合的に判断して実施しているところでございます。教育委員会といたしましても、積極的にそうした話し合いに加わり、学校支援に努めてまいりたいと思っております。各学校におきましても、議員が御指摘、御紹介いただきましたような地域との連携活動については、かなりの数を、学校によって若干の差はありますが、内容等ですね、現在実施しているところでございますので、今後、さらにそういった地域との連携活動を広げていきたい。そのように考えております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） かなりと言うんですけれども、何ぼでもというか、もっともっとできる学校になりますので、よろしく検討をお願いします。

次に、同じくこの負の文化である学校を見せたくない文化を変える施策について考えてみます。学校は、各教室や授業の様子などを積極的に見てもらおう開かれた学校づくりに消極的なのはなぜなのかということなんですけれども、それはどの学校もルーチン業務、要するにやり方も統一された学校運営を一生懸命1年を通してやるのが仕事だと思って、日常の業務を行っているからではないかなと思うんですね。この文化の中では、素晴らしい特色ある学校は誕生しないと思います。

一方で、文部科学省や教育委員会は、特色ある学校づくりの実施を大きな声で言っています。教育委員会に市内の学校で見てほしい自慢できる特色ある学校を紹介してください。また、全学校の特色について教えてくださいと外部の人から質問されたら、即座にどう答えるか心配になることがあります。この件は、時間があれば追加質問しますけれども。

本質の質問のほうに移りますけれども、教育委員会は、文部科学省の言う特色ある学校づくりについて、各学校に対してどのような指導をしているのか。ただ単に、文部科学省から出てくる定性的、祝詞的な文学的表現の指導になっていないのかどうか。

私が現役校長のときには、教育委員会から特色ある学校づくりに取り組むことと文章上には書いてありましたが、具体的には何の具体策もありませんでした。実際に各学校が具体的に取り組めるようなその教育委員会の指導について聞かせてください。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、特色ある学校づくりについて、お答えいたします。

特色ある学校づくりににつきましては、各学校の立地条件や子供たちの実態、保護者や地域の方々の希望などを考慮いたしまして、創意工夫を凝らして実施しているところでございます。特色ある学校づくり、この言葉自体につきましては、もう二十数年前から全国的に流布され、

それを目指してというようなことで続けてきているわけですが、先ほど言及しましたとおり、各学校でそれぞれ独特な地域連携の行事または地域の方を学校に来ていただいて、子供たちの指導に当たっていただく。遠足の際に、その地域の歴史等を説明していただく等々の地域の方の学校教育活動への地域の力の導入というようなことを進めてきております。また、ほかには最近ではオオムラサキの飼育、観察、業間や昼休みの時間を活用したドリル学習の実施、体育の授業で長距離走を取り入れた全身持久力の向上を目指した取り組みなどが挙げられております。

一方、地域の方々のボランティア活動を授業に取り入れたり、地域の方々と活動を行うことなども特色ある学校づくりの1つであると考えております。

教育委員会といたしましても、他の取り組みと同様、これらの活動を検討するよう各学校に検討という言葉ではなくて、検討して実施するようというような指導をしてきております。今後さらに先ほどから同じような最終答弁になってしまいますけれども、さらにそういった活動が広められ、地域の方に誇れる学校になるような活動をしてまいりたいと、そのように指導してまいりたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今、教育長のほうからる説明いただきましたけども、どんな形をするというよりも、僕は特色ある学校というか、これはこう思っています。特色ある学校とは、子供たちを人間として知・徳・体の能力を持った人材に育てるために、その学校ならではのやり方で育てるといふのだと思っています。したがって、特色ある学校づくりイコール各学校の特色ある人材づくりイコール見てほしい学校づくりと置きかえてもいいと思うんですね。

そこで質問ですけれども、特色ある学校づくりイコール各学校の特色ある人材づくりイコール見てほしい学校づくりと考えますけれども、そのような指導を各学校にしているのかどうかも伺いたします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 続きまして、見てほしい学校づくりに対する指導ということですが、各学校におきましては、保護者を対象に授業参観や親子活動、地域の方々とふれあい活動などを実施しております。そうしたことが保護者や地域の方々への学校公開の場となっております。授業を見せるだけが学校公開ということではありませんので、子供たちがいかに地域の方々と触れ合える場を設定するかというようなところになるかと思っております。

また、PTA活動や学校のホームページ、学校だより、先ほどから申し上げておりますが、そうした各種のたよりを積極的に活用し、学校の様子を公開しております。教育委員会といたしましても、可能な範囲で学校を広く公開するよう学校のほうに指導しております。

しかしながら、学校では、子供たちの生命、安全、個人情報の確保を優先する観点から、公開できない場面や公開を制限せざるを得ない場面もございますので、その点につきましては、また御理解いただきたいとそうように考えております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） さらに論議したいんですけども、特色ある、見てほしくなる学校づくりというのは地域の自慢の学校になると思うんですね。この特色ある自慢の学校づくり、保護者や地域の方が行きたくなる学校づくりについて、少し考えてみます。

やっぱりかぎを握るのが、僕は評価制度だと思うんです。学校評価制度やアンケート評価などの評価制度は、特色ある学校づくりに欠かせない強力な道具として用意されているんだと思うんです。この評価制度を特色ある自慢の学校づくりにとって強力な道具であると考えことで、文化は変わります。ただ単に、法的に学校評価制度が義務化されたから、仕方なくやっている文化では評価制度は面倒くさくて嫌なものという考えは消えません。

ここで評価制度を特色ある自慢の学校づくりの道具として活用する具体例をちょっと紹介します。多くの学校教育目標の中に、心優しい子を育てるというものがあります。この心優しい子を育てることを特色ある学校づくりの1つにしたいと、ある校長先生が学校経営の柱に考えた場合を想定したとして検討してみます。

まず、心優しい子を独自に定義することが第一歩でありますけれども、これを定義しないと活動が具体化しないんです。心優しい子を、その学校では、今年度、人の幸せづくりのお手伝いをみずから考え行動する児童と定義しまして、目標値を保護者アンケートで評価してもらい、とりあえず肯定回答を80%以上とすることに決めます。そして、実現のための方策として、道徳やホームルームの時間、さらに帰りの会等の時間に、各学級で担任の先生方がどのぐらいの頻度でどのように実施するかという要因系の数値目標も設定して、いろいろな働きかけをすることにして、学校全体で取り組むことにします。

年度の途中で学校評価制度の重要な1項目として織り込んだ保護者アンケートを実施し、どれだけの子供がそのようになったかを保護者に聞いて評価します。具体的には、保護者アンケートの項目の中に、本校の特色ある自慢の学校づくりの柱に、人の幸せづくりのお手伝いをみずから考え行動する児童になることを目標に活動してきましたが、そのようになりましたかという内容を問いかけるのです。

目標未達成のときに、学校として、あるいは学級として新たな方策を考え実施しまして、目標値に迫っていきます。このことをPDCAを回すと言いますが、この手法を活用すれば明らかに目標値に近づきます。達成できない原因を見つけて、具体的に手を打つわけですから、改善が進みます。

このように、学校評価の制度の中にメイン項目として織り込むことがとても大切であることがわかれると思います。この活動で多くの子供たちが明らかに変わります。心優しい子が増えるという変化に遭遇すると、担任も校長先生も保護者や地域の方に話したくなります。自慢したくなりますというのが正しいですね。そして、保護者や地域の方にさらに学校の応援者になってほしいと熱く語りかけたくなるんです。この学校の特色ある教育は何ですかと聞かれたときに、人の幸せづくりのお手伝いをみずから考え行動する心優しい子供を育てていることです。今の状況はここまで進んでいますよと、校長先生も担任の先生も実際の活動の様子を話しながら、自信と笑顔で答える学校になります。閉鎖的な学校のイメージとは正反対の学校です。

この学校の特色を出す活動は、学校の重点項目として三、四点で取り組むことが適切です。それだけエネルギーを要する活動になるからなんです。ただし、この項目以外に、行きたくなる学校になりましたかというのは、必ず入れるといいと思います。そして、知・徳・体の項目を各学校独自に取り上げて学校評価制度の重点項目として織り込んで、P D C Aを徹底的に回す取り組みにより、感動する特色ある開かれた学校づくりを成功させてほしいと願っています。

そこで、次の質問ですけれども、知、徳、体の項目の中から、各学校独自に取り上げて学校評価制度の重点項目として織り込んでP D C Aを回す取り組み、これによって感動する特色ある自慢の開かれた学校づくりを推進すべきであると考えますけれども、見解を伺います。逆に言えば、このような学校経営を実行しない限り、保護者や地域の方に自慢し、ぜひとも聞いてほしいと思う特色ある内容は生まれにくいと思いますけど、どうですか。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、P D C Aの取り組みによる学校づくりということにお答えいたしたいと思います。

各学校におきましては、議員も御存じのように学校要覧等をごらんになっていただければ、それぞれの学校におきまして、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指して、学校教育目標を設定しております。これはそれぞれの学校の地域、または子供たちの状況に応じて言葉は若干違いますけれども、そういった知・徳・体をベースにした学校目標を設定しております。

その具現化を図るために、経営方針や具体策、重点項目を定めて実施していることは御存じのとおりだと思います。御指摘のとおり、重点項目に焦点を当てて、その達成を図るために学校の職員が一丸となって取り組むことやP D C Aマネジメントサイクルを機能させて、目標達成の過程を修正しながら目標の達成を図ることは、何よりも大切なことだと私も感じております。

そして、その結果が子供たちにとって達成感のある充実した学校生活につながればいいと思っておりますし、もちろん当然教員の充実感、達成感もそこに付随しなければならないと考え

ておりますので、今後もこうしたP D C Aのマネジメントサイクルを実施しながら、開かれた学校の、そして子供たちの知的または学力的、そして心の成長が十分果たされるような形で学校が運営されるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今の答弁では、重点項目として織り込んで学校評価制度の中にP D C Aを徹底的に回す取り組みによって、感動する特色ある地域自慢の開かれた学校づくりをするということがいいんですね。イエスカノーで。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ええ。学校の教育目標の達成のために当然P D C Aを繰り返しながら、らせん状に、逆スパイラルじゃなくて上のほうに回るスパイラルでいくようにやってまいりたいとそのように思います。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ある学校の評価項目とアンケート項目を見せていただきましたけれども、教育長の答弁とちょっと違うんじゃないかなと思う点が何点もあります。重点項目がどれかわからないばかりか、目標値もなければ到達点もないんですね。というか、どれかわからないんですね、このアンケート見ても。それでも、評価結果を見ていろいろと追加する改善コメントがあるんです。

これは不思議だと思いませんか。目標もなければ到達点もなく、アンケートを出してもらっていて、何か追加の改善アイテムがずらずらっと書いてある。それってP D C Aが回るという、回しているということではないんですねけれども、これの現状をどう改善しようとしているのか。それとも、そういう認識がないのか、ちょっと教えてください。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校評価の項目とそれから発表の仕方に若干問題があるかと思いますが、目標につきましては、先ほど申し上げましたように、学校要覧の中に学校の教育目標、そして年度ごとの重点目標、そして具体的な目標がありまして、それについてアンケートというか、評価をしてもらうというようなことで、それ自身がちょっと学校評価のアンケートに入っていないという部分があるかもしれませんが、ただ、改善点その他についてはその目標をもとにして、それと意見をいただいた中で、さらに上を目指すための改善策というふうになっているわけですので、その点につきましては、発表の仕方、また書き方のちょっと不備があったのかなというふうに考えております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和）　　こんな活動で子供たちを育てた、育てます。それを特色ある学校として活動します。それをアンケートできちんと聞いてPDCAを回すという、そういう活動にぜひしてほしいということで、そういうふうにはなっていないのではないかとということなので、もう一度お願いします。よろしいですか。

ここで、先ほど開かれた学校づくりの話をしましたけれども、まず、率先垂範として校長室を透明ガラスのドアに変えるべきと思うんですけれども、これ、どうですかね。私は今でも我がまちの学校に校長先生を尋ねるときに、中が全く見えない校長室に直接ノックして入る勇氣はありません。校長施設を素通りして職員室を尋ねます。私があれば、一般の人だったら私以上に気兼ねとか、重い雰囲気を持つと思います。私は現役校長のときは、ドアを外しました。開かれた学校の象徴として、校長室を透明化しませんかということなんですけれども、せめて透明化されるまではドアをあけておくということはどうですか。

○議長（渡辺健寿）　　田代教育長。

○教育長（田代和義）　　校長室のガラスの透明化ということでございますけれども、校長室につきましては、校長が執務する場所である以外に学校での会議、打ち合わせ、児童生徒や保護者との面談等で利用されることもありまして、保護者や相談者のプライバシーを守るという観点からドアを透明ガラスに変えるのは難しいかなと。ただ、用事等ない場合は開放していくような話をしてまいりたいというふうに思います。

また、平成13年度の池田小学校への学校侵入、そして児童殺傷事件以来、校舎の管理につきましては、文部科学省から管理体制を強化しろというようなことで、来校者につきましては、必ず受付をしてもらうと。そして、プレート、名札ですね、外来者であるというプレートをつけてもらう。そのようなことが義務づけられてきております。

透明ガラスに変えなくても開かれた学校づくりは可能かと考えておりますので、現在ある学校体制において可能な範囲で、先ほど申し上げたように、機密事項でない限りは、玄関の脇の校長室のドアもあけたほうがいいんじゃないのという話を校長会でまた指示をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひまた御理解いただきたいとしたいと思います。

○議長（渡辺健寿）　　2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和）　　今の答弁が文化を物語っているのではないかなと、これはいじわるじゃないんですけれども、やっぱりその辺を率先垂範して対応。学校の安全とかそういうのはまた別で大丈夫です。というのは、私があけたら、学校の文化が変わりましたのでぜひお願いします。

そういう意味では、以前にも紹介しましたがけれども、本市の市長室はドアがあいていまして、市長の顔が廊下からいつでも見えるんですね。他の自治体の首長室は見えなくなっているとこ

ろがほとんどなんですけれども、これは本市の自慢の1つだと思っていますけれども、市長、これどういうふうに考えて、あけているんですか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 市長室のドアでございますけれども、市民の皆さん方やあるいは職員等が気軽に市長室に入れるよう、通常はあけております。今、校長室のドアについて、先ほども教育長から答弁がありましたけれども、私の個人的な見解としては、校長室のドアについてはいろいろさまざまな校長室では使い方があると思っています。ですから、そういったところからすれば、教育の現場を預かる校長先生の判断を最優先をしたいと私は思います。ですが、個人的な見解としては、市長室のような通常はあけてもいいのかなというふうには私は思いません。これはあくまでも個人的な見解です。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ぜひ、本当に必要な機密性どうの場合には、そのときには違うところでやればいいのかとあって、ぜひ文化を変えるということの率先垂範は、やっぱり校長室とか首長室なんですよね。そういう意味では、教育長室だって見えるじゃないですかというふうに思うんですけどね。

いろいろと議論しましたけれども、特色ある自慢の学校づくりとして、物理的にも精神的にも開かれた見せる文化を醸成することを全職員で共有し、実施することが第一歩なんです。

続いて、最も大切な、見せなくなる積極的にPRしたくなる人材育成の活動を学校経営の柱として、全職員で取り組むことなんです。具体的には、すばらしい人材づくりのための重点活動を決め、先ほど心優しい子を育てる活動の例で紹介しましたが、心を込めて自分から挨拶する児童がいっぱい学校とか、みずから目当てを決めて学習する児童がいっぱい学校、こんな重点項目もすばらしい活動になると思います。

そして、活動を強力に推進させる道具として、評価制度を本当に使ってほしいんです。具体的な結果系と要因系の数値目標を決めてPDCAを回すことで、子供たちが変わっていく過程をPRしたくなる学校づくりを目指してほしいんです。同じ要領で三、四点の重点活動を進めることで、保護者や地域の人々が来なくなる、開かれた地域に愛される学校づくりになると思うので、これに邁進してほしいと願って質問を終了しますけれども。

最後に、その学校運営協議会、法で言っている云々も含めてですね、それらの取り組みも含めて教育長の決意を改めて一言でお願いします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 一言でということですが、小堀議員の開かれた学校づくりに対する熱い思いは十分理解いたしましたので、学校教育に携わる職にある者として、今後さらに責任

の重大さを考えながら、感じながら、開かれた学校づくりに邁進してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今回の件ですね、結構大きな話なので、本市の教育を大きく変える内容と考えていますので、総合教育会議設置者である市長にも全面的に応援していただきたいので、見解をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 小堀議員から、地域に愛される学校づくりについて全般的に今、御質問がありまして、るる教育長がお答えになったところでございますけれども、今、総合教育会議に触れられました。この那須烏山市では、昨年、平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づきまして、総合教育会議を設置をいたしております。教育委員会と協議、調整を尽くすことが極めて重要でございまして、それで大綱をつくることになっておりますから、この教育大綱として位置づける、教育振興ビジョン、これを平成28年の3月に策定をいたしました。これをもって大綱といたしております。

そのようなところから、今後も教育振興ビジョンを踏まえた教育委員会と活発な意見交換、協議、議論を行いながら、教育のまち構想実現に努力を傾注してまいります。そういった所存であります。

その中で、この愛される学校ということでございますから、昨今の急速な核家族化あるいは少子化の進展に伴いまして、この家庭、地域、協力、教育力の問題や社会の変化に応じた地域コミュニティの構築等の必要が今、問われているわけですね。これは今、議員御指摘のとおりです。

本市におきましては、地域における子供たちの、今、独自でやっている施策は幾つか御紹介しますが、この子ども見守り隊、地域の協力をいただきまして、昨年の6月に106人の登録をいただきました。これも私みずから隊長になりまして、今、地域の登下校の見守りをやっちはいるんですが、今後ともそのような学校、家庭、地域が連携をして、地域の特性あるいは実情を生かしながら、いわゆる地域に根ざした学校づくりを目指すべきではないかと、このように考えます。

議員の御指摘にもありましたけれども、特色ある学校づくりの推進につきましても、人、もの、金と言われるように地球規模でグローバル社会と言われておりますけれども、日本人としての誇りを持ちながら、世界の動きに目を向けた対応を即時に求められがちではありますが、その基盤はふるさとを大切にしたい、地域に根ざした特色ある教育にある。このように認識をしておりますので、烏山の山あげ行事あるいはジオパーク構想、独自の政策をさらにテーマにし

たふるさと学習の実施、いわゆる郷土教育、そういった各学校における地域の教育資源、学習資源、あるいは児童生徒の実態等の関連について、より具現化した校風づくりに推進していくことが必要ではないかと感じております。

そのようなところをさらにさらに拡充、拡大をすることが、御指摘いただいた地域に愛される学校づくりについての教育のまち構想の礎であり、今後とも議員の御指導をいただきながら、でき得る限りの独自の諸施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたい。このように思います。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今、市長のほうからいろいろ計画も含めて御答弁いただきましたけれども、そのような内容については、私のほうも一般質問のほうでも確認して一緒に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

時間なので、残った時間でちょっと熊本地震の関係で、ちょっと確認の質問をしたいと思えます。熊本地震の教訓を生かしてということなんですけれども、ことし4月、熊本、大分を襲った地震被害は、今までに例を見ない大きさと常識を覆すような地震でした。耐震補強工事が施されている建物までは倒壊していることや、本震の後にさらに大きい本当の本震が襲っていること、加えて地震の回数と収まるまでの期間がとても長いという異例づくめの災害でした。

現在、初期段階の大型機械を駆使して大きく破損した建造物等の撤去やインフラの整備など、復興工事が行われているところですが、徐々にボランティアによる広範囲にわたる手作業による仕事や、さらに重要な健康面や心のケアなど多くの活動が必要になっている状態だと思います。

このような状態を見ていて、昨年9月の関東水害被害の対応について、去年の11月の一般質問で取り上げた課題などがどこまで進んでいるのか、とても心配になって再確認する必要があると判断して、対応のスピードに拍車がかかることを願って質問することにしましたけれども、先ほど先輩議員のほうから、新庁舎とかそのような話が出ましたけれども、ソフト面ですね。いつ災害が来るかわかりませんので、ソフト面について中心に確認をしていきたいと思うんですけれども。

最初に、この熊本地震の教訓として、新しく今まで検討したことに対して手を打つ施策というのが大きく変わるものがあるのかどうか、伺います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この熊本地震の教訓を生かした新しい施策についてのお尋ねでございます。この熊本地震のような震度7を2回も受けるような被害につきましては、まさに想定外の災害としか言いようがない状況であります。このような災害に対する新たな手法といたしま

して、今回の地震の被害内容を十分に検証しながら、本市において直下型の大規模地震等が数回発生したという想定のもとで、シミュレーションできる範囲内において速やかに対応策を検討する必要があると、このように考えております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ぜひ進めてください。それと、災害発生直後に心身的なハンディキャップを持った、いわゆる避難弱者ですね、この要配慮者を支援する制度が法的に義務化されましたけれども、平常時の対応も含めてどこまで進展しているのか、計画も含めて伺います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 要配慮者支援についてお答えをいたします。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけたことに関しましての対応策の進捗状況としての御質問としてお答えをいたします。

本市といたしましては、要配慮者を支援するために避難行動要支援者名簿の作成にとりかかり、おおむね完了をいたしております。今後は、個人情報保護に配慮した災害時における当該名簿の情報共有やその利活用などにつきましては、民生・児童委員の皆様方などの避難支援等関係者の御協力を得ながら、その運用面につきましては、詳細にわたり構築中でございますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ぜひこれ、なかなか進まないところもあるんですけども、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。次に、被害発生後の対応としてボランティアセンター立ち上げが必要と判断したときに求められる具体的な人、もの、金、情報ですね。これに関し、特に必要な点に絞って確認いたします。

まず、ボランティアセンター設置の場所については、マニュアル等に明文化できたのか。特にこれは熊本の中でも、マニュアルのあったところが被害にあって使えなかったというところがあったと聞いていますけれども、二、三カ所の案が必要だと考えるんですけども、駐車場や部屋の条件調整なんかもあるんですけども、そんなのも含めた対応状況というか、マニュアルの整備、その辺の進みぐあいを教えてください。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ボランティアセンター設置の場所についてお答えをいたします。

ボランティアセンター設置場所につきましては、災害の種類によりましては、適地であると想定される公共施設等の幾つかは選抜できるものと理解をしております。

しかしながら、現時点におきましては、地震災害時にはこの施設、豪雨災害時にはこの施設といったような具体的な明確な回答ができるまでに至っておりませんので、このことについてはぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） この辺は社協とも連携しながら進めてもらっていると思うんですけども、粘り強くぜひお願いしたいと思うんですね。

次に、被害が広範囲、かつ大きい場合に、ボランティアセンターのスタッフ体制が手薄になる対策として、市の職員等が応援に入るケースを考慮しておく必要があること。これは鹿沼とか栃木の去年の11月の災害のときに、この活動の例で学びましたけれども、これが有効な対策となるために、事前に研修会や訓練等を実施すべきだということを私は提案したんですけども、これらについての進展を伺います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ボランティアセンターへ市職員を応援に行かせることについてのお答えでございます。

議員御提言のボランティアセンターへの職員派遣につきましては、前にも答弁をさせていただいて大変有益である、このように理解をしているところでございます。災害における被害規模によるかとは思いますが、市役所職員の全員が災害対応に従事できるという確約もない中で、やはり現場における優先順位を勘案した上で、災害対応の公助の部分を第一義ととらえて、その状況により柔軟に対応できるよう善処することにしたいと考えております。

また、職員に対しては、災害対応に従事する前段で自助という面として、みずからの身、命は自分で守るということで、この命があることが大前提でありますことから、この3月11日に実施をした避難訓練などは、人的派遣を含めた災害対応の第一歩であると考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 実際に被害に遭った市が、うちの職員のほうが応援にいける立場にない、そういう被害のところもありました。逆に市のほうの職員のほうに応援に来てほしいみたいな、そういうのはケース・バイ・ケースであるんですけども、でも、事前に何もないうちに訓練をしておくというのは、やっぱり必要ではないかなというふうに、そういう意見が多くのところから出ていますので、ぜひこれも粘り強く計画を進めてほしいなと思いますのでよろしくお願いたします。

それで、今、市長の答弁の中にも、なかなか進まない状況というのが見え隠れしているんですけども、やっぱりこれは人のある期間、確保して、一気にマニュアルとかそういう計画と

か、準備とかやるという、そういうことは考えられないでしょうか。多分これができれば、一気に進むんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと大変かなと思うんですけども、検討をすべきではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 大規模災害時のマニュアル等の早期整備の御提言でございます。マニュアル作成あるいは訓練計画等の各種対応に関しましては、スピードアップを目的といたしまして、専任職員を確保した上で遂行してはどうかということでございますが、今後の意見、提言としてお受けをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、5年前の経験から、今、熊本地震の際に1回目、2回目と合わせまして19日間、職員を派遣いたしています。第1回目の職員は戻ってきましたけれども、12日から第2回目で、これはあの当時、構築をした罹災証明の一元化、これが那須烏山市で構築できましたので、そういったノウハウを持っていったのが第1番目。第2回目は、国庫補助事業の受付事務でございます。そのようなところから、5年前の経験を踏まえた熟練した職員が育成されておりますので、そういったところを熊本地震の職員派遣につながっているということも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 実際に熊本の支援をどうするかというのは、各自治体とも悩むところだと思うんですけども、我が市は人を派遣したという、僕はこの計画はすばらしいなと思えます。結局、出すほうは大変ですけども、行った本人が向こうですごい能力も発揮しますし、いろいろなノウハウを本当に生きたノウハウを学んでくると思うんですね。そんなのも含めて、このように対応のマニュアルの中に生きたそういう計画が入っていくんじゃないかなと思うんですね。

それで、最後の質問ですけども、この辺のスタッフ1名というのは難しいのかどうかわかりませんが、その辺も考慮しながらいつまでにこれは仕上げるという、その辺の計画をぜひ聞かせていただけませんか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに災害はいつやってくるかわからない。あすにでも、あるいは1時間後にやってくるかわからない。そういった状況でございますから、これは極めてスピード感を持った対応が必要であることは十分認識をいたしております。できるだけ早いうちにそういったところの意見というの踏まえながら、実現化が図れるように努力傾注してまいりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） できるだけって、声の大ききで決まるわけではないと思うんですけども、ぜひ具体的にいつぐらいまでにやろうという、市長のほうから声かけをしてもらおうと進むんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

今まで質問した内容は、実際はこのソフト面が中心だったために、社協と関連部署と調整しながら進めるものだと思うんですけども、市民との協働作業がそういう意味では必要不可欠だと思います。今回、ちょっとの時間でしたけれども、この議論をした、論議したことをきっかけに、この関係の仕事が進展することを願って私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、2番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時53分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告に基づき8番渋井由放議員の発言を許します。

8番渋井由放議員。

〔8番 渋井由放 登壇〕

○8番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。8番渋井由放でございます。ただいま新しく就任されました渡辺議長より、発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

本日の質問は5点となります。1点目、市民憲章について。2点目、那須烏山市地域防災計画について。3点目、子供の貧困対策の推進に関する法律の対応について。4番、精神障害者支援について。5番、電力自由化の対応についてであります。質問席から質問をさせていただきます。執行部におきましては、明快なる答弁をお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それでは、1点目の市民憲章についての質問を行ってまいります。

市民一人ひとりが、まちづくりに主体的にかかわっていくための目標やスローガンである市民憲章は、合併協議におきまして新しい市でつくると、このようなことになっております。合併して10年以上がたっているんでしょうかね。今でもできておりません。どのようなスケジュールで作成していくのか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 市民憲章についてお答えをいたします。

これまで議員各位からも御質問、御提言をいただいた市民憲章は、本来、合併10周年等のいわゆる市制の節目的機会に制定すべきところでありまして、現段階においても、なお制定をできていないことは、まず初めにおわびを申し上げなければなりません。

直近の質問におきまして、平成27年度中に制定すべく事務を行う旨答弁をさせていただきました。事務が進まずに現在に至っている。恐縮の限りであります。本年度は、この各種事務が漫然とおくれることのなきよう引き締めておりますので、御容赦をいただきたいと思っております。

本年度は市民憲章の制定あるいは未来大使の選任に向けて、追って自治基本条例の制定検討につながるような必要性を認識をいたしています。このため、現在は県内市町の事例調査あるいは参考となる憲章制度の調査を進めるとともに、本市における市民憲章関連事項整理などを行いつつ、今後の進め方を模索しているところでございます。

制定に当たりましては、議員各位より御提言をいただいたとおり、市民からの公募あるいは市民参加の検討委員会設置など、市民参加が必須でございます。また、憲章の内容を検討するに当たっては、他市町事例と旧南那須町民憲章も参照しながら、市章や市民の歌、新市建設計画、市総合計画との調和にも配慮する必要性を感じています。

さらに、制定後のお披露目、その周知機会、実践機会の充実こそが、市民憲章を名実ともにまちづくりのスローガンたらしめるものと考えているところでございます。現在、明らかな予定は立っておりませんが、平成28年度中には案を作成いたしたく、今後こうした点に配慮しながら、事務を進めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましても引き続き御提言、御意見をいただきますようによろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これ、平成20年度的那須烏山市予算の概要というところなんですね。ここに主要事業ということで、一番上にあるんですけども、市民憲章選定となっていて、予算が2万7,000円という予算がついております。この時期に議員になっている皆様に、何人かにこういうのがありましたが、どんなのに使ったんでしょうかねと言ったら、2万7,000円ぐらいで何ができるんだと。そんなの全然記憶にないということでございましたが、この予算はどんな形のものに予定をしたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 市民憲章制定委員の報酬ということで計上させていただきましたが、未執行でございました。申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これ、数字を分解しますと、もしかすると3,000円の報酬で9人の委員とか、3掛ける3掛ける3というようなことで、3人の方が委員で3回ぐらい開くのかななんて、ちょっと思ったんですけども、この辺はどのぐらいの委員を予定したんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほど未執行ということですので、詳細等について資料がない状況でございますが、今、渋井議員がお見込みのような内容ではないかなというふうに感じます。以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そうしますと、そういう委員に集まっていたいて、やっぱり3人ではちょっと少ないかなと、9人ぐらいがいいのかなというふうに私は勝手に思っているんですけども、そうすると、今ですと、多分5,000円ぐらいでしょうかね、そうすると、5掛ける9、45、4万5,000円。それ、やっぱり1回ではだめなので、3回、4回なるかなと。そうすると、もっとこれ、予算を組まないという組織づくりもできないのかなと。こういうふうに思いますけれども、どうせやるのであれば、9月の補正あたりに幾らでもないですからね。今、計算したとおり。

そういうようなものを出して、組織ができるからいいというわけではないんですが、組織ができなければ何もできないのかなと思うんですけども、その辺のお考えはございますか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今、御指導いただきましたように、予算計上、今年度しておりますので、9月補正で予算計上できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私、何でこれを出したかといいますと、南那須中学校は合併しまして、できてすぐに校歌ができた。結局これ、市民憲章がただただ埋もれちゃった話で、逆にこういうのは意味ないんだよ、必要ないんだよというならば、お金かけてつくる必要はないんだと思うんです。逆に、必要なか必要でないのかと、つくりますと言っているんですから、間違いなく必要だと思うんですけども、その辺のこの決意というか、これはこういうために必要なんだよという話を市長からちょっといただければなど、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 本来、市民憲章なるものは両町合併のときにつくるべきものである。このように認識をいたしています。そのようなところから、諸般の事情によって平成20年、

そういったもくろんだわけでございますけれども、これもいろいろな理由によりまして今日まで延びてしまった。そういったところはおわびを申し上げるほかございませんので、改めて仕切り直しをしながら、平成28年度中には策定に向けて実現化を図ってまいりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） いや、必要なればつくらなくてもいいんですが、必要があるということなので、やはり組織をしっかりと作りましてやっていただきたいと、こういうふうに思えます。

それで、こういう重要な施策と申しますか、市民の皆さんに知ってもらおうと申しますか、そういうためにも、パブリックコメントをやっていくのかなというふうに思いますが、その辺のところはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 原案作成とか、また、それらの内容等の協議等についても市民参加必須であるということで、先ほども市長のほうから説明がありました。ですので、これら等についても、パブリックコメントを経て制定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） ぜひ、市民の皆さんに那須烏山市はこういうふうに向かうよというところ、また、こういうふうに向かってね、意見も頂戴ねというようなことをやりながら、一体となって進んでいけるように、早い時期の制定をお願いをして、次に行きたいと思えます。

続きましては、那須烏山市地域防災計画についての質問を行ってきたいと思えます。この地域防災計画、当然熊本の地震に関連しました見直すところはないのかというような話でございまして、先ほど同僚議員から同じような質問が出ておりますが、これについては同僚議員の一般質問を聞いていて、どうも私のほうの考えと違うなと思うところがちょっとございました。

それは、まず第一に、見直すというこの地域防災計画の上に県の防災計画がございまして、県の防災計画の中に烏山町東方断層というのが明記をされているということなんです。今までは、その烏山に断層なんかはないんだよというふうだったんですけども、地図にきちんと、小さい地図ですから、ここはどこなんだというのは大体はつかめるんですけども、その辺のところをしっかりと把握されているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 烏山町東方断層というようなことで、新編日本の活断層、活断層研究会編というところで発表されたものです。これらについては、私どものほうでも活断層の

概要、そういう内容等を調べましたところ、确实度Ⅲ、活断層の可能性があるので延長については5キロメートルということで、南北にほぼちょうど那珂川の東岸部ですね、興野から宮原、上境付近に通っているような状況でございます。

しかしながら、これについては确实度Ⅲというのは、活断層の可能性のあるものというようなことでございます。そのようなことで、何点か掘削調査なんかをされているようですが、先ほど言いましたように、确实度という面から言うと非常に低いものではある。そのようなことでもあります。そのようなものが私どものほうも関谷断層以外栃木県にはないという、それまでの説明から、今回こういうのが出たということもありますので、直下型のも想定されるということを考えなくてはいけないというふうに感じております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 多分、この那須烏山市地域防災計画の上位に県の防災計画があるわけですね。そこには、烏山町東部何とかという断層があるおそれがあるというのだから、确实にあるとは書いていませんけれども、そういうのがもともと出ているということですね。我が市はそれより後に防災計画を制定して出している。そのときに、その県の防災計画には載っていたんだけど、それは完全に見落としていたというようなことでよろしいですか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 本市の地域防災計画に、その烏山町東方断層という関係の記載がなかったということは、私どものほうで手落ちということがあるかと思えます。今後の地域防災計画見直し、ほぼ毎年行っておりますので、それらについてもやはり記載も入れることも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 熊本の地震は皆さんも御存じのとおり、活断層というものが動きまして、非常に浅いところで動いて大きな揺れ、これが何回も繰り返されるというようなことでございます。

関谷断層というのは非常に有名な断層ですけれども、本当にそれが動いて誘発されるというような可能性がなきにしもあらずで、そうしますと、例えば今言ったように、これから酪農家のある方が牛を飼うために造成するんだなんてやっているとところあたりがどおんと落っこって、川がとまっちゃうとか、そういうような計画も立て、牛も助けるぞみたいな計画も立てませんと、だめなのかなと、こういうふうに思いますけどいかがですか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私どものほうでも東日本大震災以降、この近辺では茨城北部、茨城南部、そこら辺で震度4、震度3の地震が頻発をしております。それらがいつ、この那須烏山市にあるであろう断層を引きずり込むというか、誘発させるかわからないということがあります。しかしながら、先ほど説明しましたように、確実度というのは限りなくゼロ%には近い。ただ、あるということですので、直下型の地震想定 of 被害想定とかそういうのも進めるかどうかというのはありますが、先ほど言いましたように、地域防災計画への記載と周知を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） ありとあらゆる情報を収集して分析して、地域防災計画をしっかりと見直していくというようなことが、まずもって今回の熊本地震のことを受けてやらなきゃならないというのが1つあります。

平常時の心構えといいますかね、常日ごろ災害対応に対してはやはり日ごろの訓練、これは前の一般質問でも出ております。マニュアルをつくってしっかり対応をしていくんだよと、こういうふうになっておりますが、これ、地域防災計画の中に多分あるものだと思うんですけども、その部外編かな、こういうふう書いてあるんですね。平常心の心構えと、本マニュアル等を熟読、点検すること。これは地域防災計画のマニュアルとかそういうのですね。

そして、総合防災訓練のほかに、各部、各班、この各部各班というのは、各課で1つの班編成ができておまして、まず部になっていて、その下に各課があるんですね、等の組織体で本マニュアル等に基づく仮想訓練を実施すること。

本マニュアル等における問題点の洗い出し及び本マニュアル等への反映を行うことということで、いわゆるPDCAやって、あっ、これはまずい。こうなったらこうなんだ。ここは直そうとかとってPDCAサイクルを回していくと。こういうことです。

それでその次、これが非常に重要なことで、本当にできているのかどうか、各課長一人ひとりに聞きたいと思うんですけども、毎年職員の人事異動に伴いメンバーが変更となるため、毎年5月中旬までに、今、6月ですから、5月中旬でもうちょっと数日前、までに各組織単位での仮想訓練を実施しておくこと。マニュアルはあります。マニュアルがあつて各部、各部というのはここにありますが、決まりごとがあつてですよ、例えば総務部は税務課、総合政策課、そして総務課ですね、もちろん。多分ここには載っていませんが、まちづくり課もその中なのかなと思うんですね。

まず、誰から聞いていったらと言ったらかわいそうなので、まずは総責任者である総務課長から、総務課はどういう手順でどんな訓練をやられたか、ひとつお聞きをしたい。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいまの議員の質問事項の件につきましては、資料編で災害時に職員に想定される複数の役割、またそれらの私どもでも各班、各課で行う事務とあわせて緊急初動班とか、地域班、特別班の設置というようなことでつけました資料のところに書いてある内容でございます。

私どもも毎年人事異動に伴いまして、地域班等の見直し等も行っております。ここに5月中旬までに仮想訓練を実施しておくことということで記載をしてありますが、大元締め総務課においても、十分なそこまでの対応が図れていないということが実情でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） いじめているようで申しわけないんですけども、そんないじめているつもりはないんですがね。基本的にこういうものをしっかり、各課でやはり平常時の心構えが一番災害には重要なんだということを当然認識はしていると思うんですが、日ごろの忙しさの中に、どうしてもだんだんだんだん後ろへ送っていつてしまうというようなことはあるのかなど。私ももうぎりぎりにならないとやらないというようなことはたびたび、人間の心理かもしれませぬ。

ただ、こういうふうには、これは非常にわかりやすいんです、いいことだと思うんです。5月中旬までにやるというのは。ただ、それができませんでしたよというのはあれなので、ぜひこれ、皆さん、もしやっていないとすれば、これからやっていただいて、これ、全部多分なかなか読めないと思うんですよ。私、夜も寝ないで読んでいたら、あれ、こんなこと書いてあるんだなどやっとなんか見つけていつて、見つけていじめるつもりじゃないんですよ。わかってもらいたい。とにかく日ごろの行い、そういうのをやると、それで今いろいろ出ました。

この災害時に職員に想定される複数の役割というのがありまして、想定される役割1、通常業務の業務の継続の対応があるんです。次に、想定される役割2、自分の所属する班での対応というのがあつて、想定される3、緊急初動班での対応があるんですよ。想定される4が、特別班での対応なんです。役割5、地域班での対応なんです。こういうふうになつていて、それは災害の大きさやその他によっていろいろ振り分けるのかもしれませんが、これができればパーフェクトですよ、もちろん。

ただ、熊本の地震のような大きい地震が来たときには、職員の皆様も対応がどうにもならないというようなニュースがありましたものですから、このここまでぴーっとやるのにはよっぽど訓練しないとできないのではないのかなど。これは余計なお世話かもしれませんが、この辺をもっと簡略化をするとともに、前の同僚議員が言いましたけれども、ボランティアの

活用やその後も踏まえたものに少し集約をして、これ、執行権ありませんから私は言うだけです。もうちょっと単純に明快につくり上げたほうがよりわかりやすいかもしれないねというふうに私は思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この災害時に職員に想定される複数の役割、また、職員の行動マニュアル等心構えにつきましては、東日本大震災の反省を踏まえまして、職員の当時の危機管理担当の職員の手づくりで、みんなの意見を集約してつくったものでございます。なぜこのような人間、十人力というか、いろいろな対応をしなければいけないというのは、やはり震災のとき、しっかりとそれぞれの班が機能していなかった。また、指示待ちが多かったというようなことから、自分から行動できる職員になってもらいたい。そのような理想のもとにつくられた資料でございます。

震災から5年たちまして、これらについてもやや形骸化しているというか、実際の行動がどうなんだというのは、今言われたような指摘を受けますと、先ほど言いましたように、訓練できていません、申しわけございません、しっかりと周知できていませんというのが実態になりかけておりますので、これらについても今年度、地域防災計画、職員の行動マニュアル等は見直しを行ってまいります。

その中で、やはりこれらについては東日本大震災直後でやはり特別班、緊急初動班などは職員の招集状況が悪いときと、集まっているときとで、どのような対応をしていくか。しかし、実践経験のない人にとっては何を言っているのかというのを理解できないことだと思いますので、それらの中でいろいろな訓練を、それぞれの班で行う訓練は私どものほうで聞く限りではしっかりと取り組みができているところが幾つかございます。幾つかではだめです。全部ができていなければだめですので、それらについては再度周知を図っていきます。

また、やはりこれらについて、いろいろなパートに分かれた訓練ですね、避難所運営にしても、非常招集訓練にしても、情報伝達、それらの訓練、あともろもろいろいろな訓練を一遍にやろうとするとできません。そのようなことで、しっかりと取り組みを系列化させて進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） いろいろあると思うんですが、単純明快に、あともう一つが、この中に出ていないのが、ボランティアとか社会福祉協議会との協力の部分で、やっぱりボランティアが来ても、なかなかどういうふうに指示を、職員も指示をどういうふうに受けていいんだか、やっていいんだかわからないという話では、これは話にも何にもなりませんけれども、ち

よっとそこまで広げた組織的なものがあれば、もうちょっとわかりやすいのかなというふうに思います。

それで、先ほどもやっぱり同僚議員から出ましたが、弱者ですね、心身弱者の避難、これが非常に難しいんだと思うんですが、特に、精神障害の方、これが非常に難しいのかなというふうに思うんですね。これはこの後、精神障害の支援についてというところでもやりたいと思うんですけども、この辺については、総務課としては総合的にはどんなふうに考えているか。お願いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 精神障害者等、またいろいろそういう災害時、介護を必要とされる方とかおりますので、昨年度、福祉避難所、民間の福祉施設と協定を結びまして福祉避難所の開設等について、今後詳細の取り決めをして受け入れていただく。そのようなふうに進めております。なお、その精神関係の方等についての受け入れ、また、一般の避難所等での同じような対応というのは難しいかと思っておりますので、それらについてもあわせて考えてはいきたいと思っております。

あと先ほどの災害ボランティアの関係でございますが、私どもも社会福祉協議会と過日打ち合わせを行いました。また、社会福祉協議会では、災害ボランティア育成のため、また、緊急時に活動できる人をより多く一般の方、地域住民の方にもなっていただきたいという理想のもとに、6月25日から3回、災害ボランティアを学ぶ会、研修会が開催されますので、これらについて、私どもも那須烏山市の消防防災会の方とか、いろいろなボランティア組織の方にも声をかけておりますので、皆様でも研修等をしていただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） ホームページにきちんと載っておりますが、これは同僚議員の働きかけに応じてやっているんだなと思っておりました。どんどんそういう広めてみんなで力を、私ももちろんいろいろ協力はできるところはしたいと思うんですが、バックフォー乗れたり、いろいろするものですから、どうしても崩れた現場とかそういうところに行って頑張りたい。このように思います。

平常の取り組みを再度しっかりやっていただいて、なおかつ、今ある現実、いわゆる活断層が今までは見えなかったけど、もしかするとあるかもしれないという新しい情報もしっかり入れて、毎年見直すこの当市の防災計画、これに反映をしてもらいたいと思ひまして、お願いをいたしまして、次に子どもの貧困対策についていきたいと思ひます。

子どもの貧困対策については、国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施

すると。その責務を有すると。そういう中にありまして、私は就学援助制度ということが一番手近かなと、こういう施策かなと思っておりますけれども、市のほうの考えを伺いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 子どもの貧困対策についてお答えをいたします。

この法律の基本理念でございますが、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を越えて連鎖することがない社会を実現するために、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策を講じることとされております。

本市における施策でございます。教育の支援につきましては、教育委員会が学校と連携をいたしまして、各種集金等の状況から貧困と思われる家庭に対して、きめ細やかな指導、支援を行うとともに、福祉制度、就学奨励費制度、奨学金給付制度等の利用を進めております。生活支援につきましては、保護者の就労支援、経済的支援と連動いたしまして、各種手当や医療費の給付、費用の助成等を行うとともに、保育園の入園相談、放課後児童クラブの利用相談などの支援を行っております。

また、ひとり親家庭や養育放棄等のおそれもある家庭等、複合的な課題を抱える家庭に対しましては、教育、健康福祉、子ども等関係機関が連携をして支援をしている状況でございます。さらには、放課後の子どもの居場所づくりといたしまして、放課後子ども教室推進事業に取り組んでおりまして、地域の人材を活用しながら、さまざまな理由により諸活動への参加が難しい子どもたちに、活動する場所を提供し学習支援などを進めております。

今後子ども貧困対策につきましては、県と同様に、市子ども・子育て支援事業計画、すくすく子どもプランによりまして、全庁的な連携を図るとともに、関係機関との連携を密にし、着実に各種施策を推進をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そのいろいろな施策の中で、私が特に見ていきたいというか、お話をしていきたいのは、就学援助制度でございます。この就学援助制度につきましては、対象者ということで、これが児童生徒就学援助規則という規則がございまして、これは我が市のものなんですけれども、第2条に、この規則により就学援助を受けることができる者は、市立の小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。（以下要保護者という。）(2) 前年度または当年度において次のいずれかの措置を受け、前号に準ずる程度に経済的に困窮していると市の教育委員会（以下、教育委員会という）が認めた者と。その中にア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケとあるんですね。例えばイだと地方税法（昭和25年法律第226号）第

295号第1項に基づく市民税の非課税とか、次はウだと、もっと何だかよくわからない。地方税法第323条に基づく市民税の減免のうち生活困窮の理由によるもの、とかとこういろいろ書いてあるわけですね。

私、これ読んで一つ一ついろいろ調べたんですが、これの規則のほかに、当市のホームページにやはり出ていました、今は。こっちはア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケって書いてあるんです。わかりやすく那須烏山市のホームページには1、2、3、4、5、6、7、8まであったんですね。ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、9なんですよ。こっち見ると1、2、3、4、5、6、7、8というわけなんです。ということは、もう1回やりました、私。1個抜けているんですね。1個抜けているということは、ことは簡単なんです。結局言っていることを1つもわかっていないということがわかったということなんです、私にすればね。

それで、私、あっちこっち調べた。調べますと、非常にわかりやすいのが別な市のホームページに載っておりました。就学援助制度（準要保護の御案内）ということなんです。これは世帯構成員が2人だという場合、これは大人が1人、小学生が1人、前年度の世帯全員の総所得額が240万円程度なんだと。これはモデル。大人1人で中学生1人だと、250万円程度なんだ。先ほど同僚議員が言いましたね、定性的、祝詞的な表現より。やっぱりこういう定量的な表現のほうがわかりやすいということなんです。

これね、税務課長にちょっとこれはどういうことなんだろうって、ここに言っている地方税法第何条でどういうところなのって調べてくださいねと税務課長に言いましたが、これはわかりましたか。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 渋井議員が事前に来て、これはどういうことですかということで9項目ありましたが、中には判断できるものはあるんですが、全て地方税法が706条の条項がありますので、その一つ一つを税務課職員としても理解することは不可能でありますので、随時その税法の規定を読み砕きまして答えているところですが。すぐにこの条項を読みまして、どういう内容のものかということで、市民が判断するのはなかなか難しいのではないかなと思います。このような事例があれば、簡単ではないかなと個人的には思いました。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） やっぱりですね、定性的、祝詞的な表現よりは定量的な表現のほうがわかりやすいと税務課長はそういうことなのかなというふうに感じている次第なんですね。

私、これを読んでいて、思い立ったことがございます。思い立ったことは何かと言いますと、幼稚園や保育園、この保育料の設定をするとき、ここにありますけれども、市民税非課税世帯

というのがありましてね、こっちを見ますと、何か非常に同じようなことが書いてあるんですね。この規則に。こちらは学校教育課が担当で、こちらはこども課担当なんですけど、いわゆる市民税の非課税というふうになっていて、これはあろうことかなかろうことか、推定年収260万円とか、そういうふうに書いてあるわけなんです。この260万円で書いてあるものにつきまして、これはどういうところから導いたものなのかなと、こども課長にちょっとお尋ねをしたいわけですが、いわゆる就学援助規則のイに該当するものと同じものなのかなどうか。

○議長（渡辺健寿） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 市民税につきましては、保育料を算定する基準でございまして、市民税で判断しますということになっています。以前は所得税とかそういうのがありましたけれども、市民税を算定基準にしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 昔は所得だったという話です、今、保育料はね。ところが、今は市民税、市民税だよという、この就学援助規則と全く同じくやるのではないのかなと、こういうふうに思うんですね。そうすると、こっちには推定年収が出ている。ただ、この推定年収もきちんと出ていませんよ。片方は親が1人、小学生が1人とか、多分これは向こうの市が準要保護ということで、だって子どもが中学生でも小学生でも控除される率は多分一緒なのかな、違うのかな。その辺はどうですか、税務課長。収入から控除される小学生が1人と、中学生が1人と、控除される額って違うんですか。同じですか。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 当然扶養控除があれば、控除額が今、住民税で33万円なので、倍の66万円になるということになります。ただ、今、議員が言いました世帯の総所得、所得ということであるならば、控除額は引きませんので、2人いようが3人いようが、所得ということであれば、同じ家庭の所得ということになります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それで推定年収とか、所得というのは多分一緒なのかなと思うので、国の制度、これなぜかといいますと、国が今までは補助金を出していた。ところが、三位一体改革によりまして交付金措置をしているということで、交付金になってから、この就学援助制度の利用ががたっと落ちたということなんです。その裏には、市がお金を出して、うちの市というんじゃないですよ、日本全国、うちの市がそうじゃなくて全国として、やっぱりそこで

格差が、上手にやっぱり紹介をして利用してもらう方法をしっかり、もちろん申請するのは本人です。だから、要らないよという人もいるかもしれないけれども、先ほども言ったように、定性的、祝詞的表現の文言ではわからないと。定量的にしっかりと、しっかりとというのはこれ、モデルですから、あくまでもね。モデルですから、そういうようなものをしっかりほかではできるので、そういうものを掲げて、あと最大のいいことは、うちのほうでは保育園や幼稚園は市税のあれに基づいてとっている。そうしますと、非課税世帯とか、生活保護世帯というのは、もうその時点では、こども課は把握をしている。

こういう制度がありますよという周知のためには、あらゆる手段をとりなさいというふうに文部科学省は言っています。うちのほうは、ホームページですとか、そのほか何かほかではいっぱいやっているんですが、うちは2つしか、文部科学省のホームページからとりましたけど、やっていないのが現状なのかなと、ほかよりは。

ところが、これを利用すれば、今いる5年生には当然適用になりませんが、今いる幼稚園生なんかにはこういう制度があって、こうこうこうなんですよという周知をするのに、こども課の助けを借りればピンポイントにその話に行くのではないかなというのか1つ。

あとは学校教育課のこの対象者のモデル、こういうものをしっかりつくって対応するということが考えられるのではないのかなと、その2点について、これは窓口は学校教育課になると思うので、学校教育課長にお願いをしましょう。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうから、2点、御質問に答えたいと思います。

先ほど周知の方法ということで第1点目でありましたけれども、現在の周知方法につきましては、議員のおっしゃるとおり、ホームページ上で掲載しているところが1つですね。それ以外は、各学校で就学時につきましては、全ての子どもさんのところに文書を配布してその中で申請を出してもらうという方法でやっております。また、新入学の児童につきましては、4月に入りましてから、その文書を配布いたしまして、その後申請してもらってやっているということで、実際に就学の援助を受けている家庭については全て配布をさせていただいているということで、周知をさせていただいております。

それと、先ほど恐らく日光市のモデル的な金額が書いてあるものであるかと思いますが、実はこれは、先ほどちょっと話がありました。確かに市の規則上は変えることはできませんけれども、お知らせのほうが確かにわかりづらい形で、例えば地方税法何条のあれによって減免とか、非課税とか、そういう形で書いてありますけれども、基本的にはその（2）番というのが実はその9番の後にあるかと思いますが、上記1以外の方ということで、実はその日光市の積算している表は、これを数値化したものになっております。

市のほうでも、これ、前回平塚議員のときにもお答えしましたけれども、所得が前年度の需用額の1.2倍までの方については、準要保護として認めますよという話をさせていただきましたが、それをもとに計算したものです。これはどういうふうな計算をするかと言いますと、生活扶助費、これは生活保護とか何かにするための生活扶助費というものがあります。

それと、もう一つ教育扶助費というのがあります、その2つを足したもの、それが需用額になります。総所得額というのは皆さんの収入額から必要な保険料等の控除された金額ということで、その金額の1.2倍を超えない範囲のものについては準要保護に指定しますよということになっています。基本的にその上の1番から9番の方というのは、その下の表を見れば、その表に当てはまる方は恐らく上の9番までのどれかに当てはまっているということで、そういうことで日光市でそういった形での記載がされているんだと思います。

市のお知らせ版が大変見づらいということでございますので、来年度、募集時につきましては、ちょっと見やすい形で他の市町のお知らせ等を参考にさせていただいて修正をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私、これもたびたび言って、しつこいなんて言われるかもしれませんが、前年度やっているものが確実に合っているんだといってコピーしてぺたりでは、チェックにならないんですよいつも言うんですよ。ぜひ同じことかもしれませんが、さっきの防災もそうなんですけど、日々の訓練、日々のチェックだと思うので、ぜひともその辺はしっかりやっていただきたいということは、これ、全員の皆様をお願いをして次に行きたいと思っております。

次は、精神障害者の支援についてでございますが、ストレスの多い現代社会、心の病はますます多様化をし増大する一方でございます。当市においては、精神障害者にどのような支援を行っているのか伺うものであります。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 精神障害者支援についてお答えをいたします。

障害者への支援につきましては、市障害者福祉計画に基づきまして、年齢、障害の区別なく、各障害者福祉サービスの提供を行っているところでございます。御質問の精神障害者への支援でございますが、主な支援として大きく分けて3つのサービスがございます。1つは、障害者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における介護等の行動支援などの訪問系サービス。2つ目は、就労支援等の日中活動系サービス。3つ目が、ケアホームやグループホームなどの居住系サービスでございます。

このほか、生活支援事業といたしまして、創作的活動やこの生産活動などを行う地域活動支援センターの事前補助や障害者相談支援事業への委託による相談支援事業、また、精神障害者保健福祉手帳や精神通院医療にかかる自立支援医療費受給者証の申請あるいは交付窓口の支援を行っております。

一方、心の病などがあり、医療機関を受診できない方に対しましては、県健康福祉センターと連携を図りながら、相談窓口の設置や家庭訪問などの相談支援を行っております。また、精神障害に限らず、障害ある方が地域で安心をして生活をしていくためには、地域の理解が必要であると考えておまして、平成25年度から心の健康サポーター養成講座と称し、心の健康支援者の養成にも力を入れております。

今後は入院中の精神障害者に対しまして、コーディネーターを配置をし、地域で本人、家族が生活をしていくために必要な地域支援体制の整備を進めるなど、障害者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これ、一つは、精神障害と言われるもの、非常に枠が大きいんですね。躁鬱病やてんかんなども含まれて、あとはアルコール依存症、ギャンブル依存症、そして薬物依存症、何かそういうのも精神障害だと、こういうことのくくりになるわけですね。

先ほどその震災のときに、地震の対応、弱者対応というようなことをちょっとお話ししましたが、この精神障害の方はやっぱり1人でじっとしているほうがいいのか、人と会うとパニックになるとか、こういうさまざまな問題がありまして、じゃあ、危ないから、そら、避難だと言ったって、そっちでパニックになったりすると非常に困るわけですね。

だから、障害を持った人、一人ひとりをしっかりフォローしてどういう対策をとったらいんだというのを、しっかりやっておきませんか、行った先でよけい人に危害、危害を加えるなんて言ったら怒られちゃうかもしれないですけど、そういう事態も想定されるのではないかと、こういうふうに思うんですけども、この辺はいかがですかね。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 要配慮者、精神障害者に限らず、寝たきりの方とか、いろいろいらっしゃると思います。この方については、今後、防災計画の見直しに合わせて個別支援計画と、この方を誰がどのような支援をするのかということを一人生り考えていかなくちやならないと思いますので、そちらのほうをこれから進めていくと考えています。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 一人ひとり、なかなか手間もかかる、時間もかかると思うんですが、

寝たきりの方は、ほかに影響がないと言ったら怒られちゃいますが、本人が一番影響の問題がありますけれども、ほかの人にいろいろ影響が出るような方も中にはいるかもしれませんので、その辺しっかりと対応をお願いしたいと思うんですけれども。

あともう一つは、ひきこもりという問題があるのかなと思うんですよ。ずっとうちの中にひきこもっていて、よくわからないというようなことなんですけれども、どうもある市のホームページを見ますと、国の補助をもらって、ひきこもり対策を市が独自にやるというのではなくて、そういう関係のところから公募、公募と言うんだか何と言うんでしょうかね、募って契約してやってもらうんだというような、これは県内初めての取り組みだというふうに書いてありましたけれども、日光市なんですけれども、その辺の取り組み、当市もできないものかどうかと思ひましてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 先ほど議員おっしゃいました日光市につきまして、ちょっと私のほうも調べさせていただきましたが、これにつきましては、生活困窮者の自立支援関係の事業をもちまして、ひきこもり対策を行うNPOのほうに委託ということで、考えているそうでございます。まだ、今年度初ということなので、実績等がまだ確認されていないということなものですから、今後、そちらについてはちょっと調査研究していきたいと考えています。

那須烏山市につきましては、精神障害者対象としまして、地域活動支援センター、これが市内に八溝ひまわりということで営業所がございます。こちらのほうでは、創作活動とか、生産活動を行うことで、障害者が自宅ではなくてこういった施設で一日過ごすことができるというような施設がございますので、この辺を強化してひきこもり対策にいきたいと思ひています。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 八溝ひまわりに私も何回かお邪魔しておりますが、こんなこと言ったら怒られちゃうかもしれませんが、職員の数も少ないし、手が回らないというようなところもあるのかなと思うんですね。何か新しく人が入ったというような話も漏れ聞くので、しっかりサポートができればいいのかなと。こういうふうに思ひます。

私、何でこれをあれしたかと言ひますと、大金駅前交流館でやしお会という社団法人の栃木県精神障害者援護会やしお会という、これはもう結成50年以上たっているんですけれども、その会長が興野さんと言ひまして、那須烏山市に興野というと大体わかるかと思うんですけれども、もともとはここの庁舎のときに学校があったときに、学校の先生で初めて赴任したという方なんだそうです。

そういう方が会長をやられておりまして、その大金駅前家族の相談、こういうものを月1回、これ、無料ですよ、もちろん。無料で月1回やっていただいているんですね。そこで、

これが1年間の実績なんですけれども、来所数が45件、電話での相談が20件、そういう話を聞いて、こっちから訪問をしたというのが5件あるそうです。1年で月1回ですから12回、12回でこんなにあるのかなと思って、ちょっとびっくりしているところで、話を聞きますと、行政の相談窓口は、やっぱり敷居が高くてなかなか行けないということなんだそうです。県のほうの保健センターに行ったり、たまたま大金駅前なんか入りやすいんだそうですね。いろいろなものも売っているし。

これ、やってくれている人、きょう、傍聴に来てくれておりますけれども、今、これ、お知らせ版に出しているんですが、お知らせ版は3カ月に1回だけ大きく取り上げてもらって、あとはカレンダーに載る。3カ月に1回大きく取り上げられると、やっぱり来場者が多いということ。

それで、いろいろお話を聞きますと、そこへ来て御家族の方は、本当に涙流して、泣いて助けてくれて訴えるそうですよ。私、それを聞いてね、涙も出ることがたびたびあるんですけれども。そうしますと、毎回、月1回ですからね、毎回そういうふうに大きく出してもらえれば、本当に困っている人を助けられるんですよと、こういう訴えをいただいたわけなんですけど、それは決まりもいろいろあるでしょうけれども、人の命にもかかわるといようなことでございますので、そこら辺は毎月出してもらってやると、こういう相談会ができる。そういうことはいかががでしょうかね。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） この間、御提案をいただきまして早速担当の者と検討いたしましたけれども、市のほうでは御提案の相談のほかにもいろいろさまざま無料法律相談であるとか、心配ごと相談であるとか、そういった相談事業を実施しておりますので、そちらの相談事業について、一括まとめたコーナーを設けまして、当然相談事業、月の日程がばらばらではありますので、毎月1日号に各種相談事業もまとめて掲載するコーナーを設けることで、周知が図れるのではないかというような検討をしておりますので、そういった対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） ぜひそれをお願いして、もう時間がなくなっていましたので、次は電力自由化につきまして、最後になりますがいきたいと思います。

庁舎や小中学校などの施設につきましては、いわゆる新電力PPSと言いますかね、それで調達先を変更しまして1,000万円以上の経費節減が行われているところなんですけれども、平成28年の4月から、家庭などに向けた電力小売り、これが全面自由化をされたところです。当市はどのようにこれについて取り組んでいるのか、伺うものであります。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 電力の自由化についてお答えをいたします。

本市で、東日本大震災以降、東京電力の電気料金の値上げによる財政負担を軽減をするために、庁舎や小中学校などの高圧電力を受電する大型施設につきまして、電力調達先を新電力会社に変更した結果、これによりまして東京電力と契約した場合の料金と比較をいたしまして、現在では年間1,318万円の経費節減が図られております。

このような中、平成28年4月1日から一般家庭向けの低圧電力につきましても、東京電力以外の新電力会社との電力契約が自由化されました。本市といたしましても、これまで取り組んでまいりました新電力への切りかえの経験を生かし、本年3月時点、東京電力と契約をしていた水道施設など動力契約を含めた259カ所の公共施設につきまして、有利な割引プランへの変更を検討してまいりました。その結果、毎月400キロワット以上の電力を使用する施設を抽出し、本市の電力料金のコスト削減について、東京電力を初め新電力会社から提案を求めましたところ、東京電力からのみの回答がございまして、2年間の契約を条件とした毎月の料金を割引く契約プランの提案を受けました。

この提案をもとに、割引対象となった施設の電気料金につきましては、一つ一つのシミュレーション検証を実施いたしました。その結果、最低でも年間1万円以上の経費節減が見込まれる27施設を選定をいたしまして、平成28年4月の検診日以降より、当該契約プランへの変更を実施したところでございます。この変更によりまして、年間でおよそ51万円の経費節減が見込まれております。

今後とも公共施設の電力契約を集中管理をするとともに、常に情報収集を行いながら、有利な契約プランへの変更を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今までに1,318万円の経費節減というのがPPSで、今まで大きいモーターを使うような水道施設なんかは東京電力が有利だということだったんですね。ところが、この電力自由化になりまして一般のやつもできるということで、今度、東京電力に見積もりを出せば、幾らかは下がるであろうと私も想定をしておりましたが、早速対応をしていただいて、年間51万円、これ多分私のうちも電気あれしたらって言ったらば、うちの女房なんかよくわからないから今のままが確実だなんて、逆に言われているぐらいで、余り進んではおりませんが。

このしっかりとした取り組みによって、市の予算からすれば大したことないかもしれませんが、51万円程度はですよ。ただ、ちりも積もれば山となるということで、これ、しっかり対応し

てもらえば、お金が生み出せるというか、支払わなくて済むということで、非常にすばやい、私も最後ぐらいは褒めませんといろいろまずいんで、しっかりとした対応をしていただけたのかな。こういうふうにお礼を申し上げたいと思います。

あと平成28年度に、熊本の被災地へ市の職員を派遣されております。6月1日から6月7日までお一人の方、あともうお一人の方が6月8日から6月19日まで、これ12日間ということでございます。健康に留意をしていただいて、しっかりと頑張っていたいただければありがたいかと、御苦労さまですということを申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、8番渋谷由放議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 4時09分散会]